

# 平成 30 年度 上越市防災会議 次第

と き：平成 31 年 2 月 8 日（金）

午後 1 時 30 分～

ところ：上越文化会館 4 階 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 題

(1) 上越市地域防災計画の修正について

(2) 上越市水防計画の修正について

(3) その他（情報交換）

○平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）を教訓とした災害対応について

## 4 閉 会

### 【事前配布資料】

#### ◆資料 1 上越市地域防災計画の修正案について

- ・資料 1-① 上越市地域防災計画（修正案）節別修正概要
- ・資料 1-② 上越市地域防災計画（修正案）新旧対照表 地震災害対策編
- ・資料 1-③ 上越市地域防災計画（修正案）新旧対照表 津波災害対策編
- ・資料 1-④ 上越市地域防災計画（修正案）新旧対照表 自然災害対策編
- ・資料 1-⑤ 上越市地域防災計画（修正案）新旧対照表 原子力災害対策編
- ・資料 1-⑥ 上越市地域防災計画（修正案）新旧対照表 一般災害対策編

#### ◆資料 2 上越市水防計画の修正案について

- ・資料 2-① 上越市水防計画（修正案）節別修正概要
- ・資料 2-② 上越市水防計画（修正案）新旧対照表

### 【当日配布資料】

#### ◆情報交換（参考資料）

- ・平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）災害に係る検証について（上越市防災危機管理部）
- ・水防災意識社会 再構築ビジョンについて（高田河川国道事務所）
- ・住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供について（新潟地方气象台）
- ・危機管理型水位計の設置について（上越地域振興局地域整備部）
- ・平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方について  
（上越地域振興局農林振興部）

# 上越市防災会議出席者名簿

平成31年2月8日

区分	所属機関	職名	委員氏名	出欠	代理出席者	
					職名	氏名
会長	上越市	市長	村山秀幸	出		
第1号	陸上自衛隊第5施設群	群長	北島崇生	代理	連絡幹部	荒木貴治
	上越海上保安署	署長	吉田勝昭	出		
	国土交通省高田河川国道事務所	所長	遠藤正樹	代理	調査第一課長	佐藤克徳
	新潟地方気象台	台長	舟崎淳	出		
	上越森林管理署	署長	小松敬	出		
第2号	上越地域振興局	地域整備部長	荻原寿彦	出		
	"	農林振興部長	小幡浩之	出		
	"	健康福祉環境部長	森橋真一	欠		
	上越地域振興局妙高砂防事務所	所長	高橋幸彦	出		
第3号	上越警察署	署長	伊藤芳武	代理	警備係長	瀧本裕幸
	妙高警察署	署長	瀧澤一郎	代理	警備課長	千葉貴広
第4号	上越市	副市長	野口和広	欠		
	"	副市長	土橋均	出		
	"	ガス水道事業 管理者	市村輝幸	出		
	"	理事 (政策監)	高橋一之	出		
	"	総務管理部長 (政策監)	岩野俊彦	出		
	"	企画政策部長 (政策監)	塚田弘幸	出		
	"	財務部長 (政策監)	池田浩	出		
	"	都市整備部長 (政策監)	市川公男	代理	参事	波塚泰一
第5号	教育委員会	教育長	野澤朗	出		
	上越地域消防事務組合	消防長	伊藤公雄	代理	消防防災課長	広瀬幹夫
第6号	上越市消防団	団長	小川時雄	出		
第7号	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 長岡駅	駅長	綿貫茂	代理	助役	山川昭夫
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 上越妙高駅	駅長	曾田正幸	代理	助役	新井勝俊
	東日本電信電話(株)新潟支店	新潟支店長	飯塚智	代理	新潟災害対策室 室長	小柴郁
	東北電力(株)上越電力センター	所長	嶺村俊之	代理		佐藤吉栄
	日本通運(株)高田支店	支店長	深沢一大	出		
	東日本高速道路(株)新潟支社 上越管理事務所	所長	本宮剛志	出		
	一般社団法人上越医師会	会長	早津正文	出		
	北越急行(株)	取締役運輸部長	寺田竜也	欠		
	佐渡汽船(株)	代表取締役副社長	尾崎弘明	欠		
	公益社団法人新潟県トラック協会	上越支部長 (上越運送(株)代表取締役社長)	古海正雄	出		
	頸城自動車(株)	代表取締役社長	山田知治	代理	乗合部長	田村治
	(株)新潟日報社上越支社	支社長	木村隆	出		
	エフエム上越(株)	取締役局長	熊田唯志	出		
	えちごトキめき鉄道(株)	直江津駅長	竹内幸一	出		
第8号			西條秀子	出		
			塚田正	出		

計40名

出席36名（うち代理11名）、欠席4名

# 上越市地域防災計画の修正案について

平成31年2月8日

上越市防災会議

今回の修正は、近年、全国各地で発生した大規模災害の教訓等を踏まえた国の防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正を受け、平成30年3月に新潟県の地域防災計画が修正されたことから、県計画の修正を踏まえ、上越市地域防災計画について所要の修正を行うもの。

### ◆防災基本計画・新潟県地域防災計画等の修正履歴

#### ○防災基本計画の修正

- H26. 1 原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害対策への対策強化
- H26. 11 原子力防災体制の充実・強化に伴う修正
- H27. 3 原子力防災体制の充実・強化に伴う修正
- H28. 2 災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等 等
- H28. 5 平成27年9月関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえた修正 等
- H29. 4 熊本地震及び平成28年台風第10号災害を踏まえた修正 等

#### ○原子力災害対策指針の改正 H27. 4～H29. 7

#### ○新潟県地域防災計画の修正

- H30. 3 自然災害等：H28. 2～H29. 4の防災基本計画の修正に基づく修正 等
- 原子力災害：H26. 1～H29. 4の防災基本計画の修正に基づく修正  
及び原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

## 修正概要

### ■地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編、一般災害対策編

- 1 熊本地震の教訓を踏まえた修正
- 2 平成27年9月関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえた修正
- 3 平成28年台風第10号の教訓を踏まえた修正
- 4 最近の動向を踏まえた修正

### ■原子力災害対策編

- 1 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

# 1 熊本地震の教訓を踏まえた修正

## (1) 対策のポイント

### ① 地方公共団体への支援の充実

- ・ 首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上
- ・ 地域や災害の特性を考慮した派遣職員を選定 (地震・津波・自然災害対策編 防災関係機関の相互協力体制)

### ② 被災者の生活環境の改善

- ・ 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理 (地震・津波・自然災害対策編 要配慮者の安全確保)
- ・ 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換 (地震・津波・自然災害対策編 避難体制の整備)

### ③ 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- ・ 住家被害認定調査に関する体制の強化 (地震・津波・自然災害対策編 民生安定化対策)
- ・ 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討 (地震・津波・自然災害対策編 民生安定化対策)

### ④ 物資輸送の円滑化

- ・ 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備
- ・ 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握

### ⑤ ICTの活用

- ・ 情報共有・活用に係るルール検討、最新のICTの導入

### ⑥ 自助・共助の推進

- ・ 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進 (地震・津波・自然災害対策編 民生安定化対策)

### ⑦ 広域大規模災害を想定した備え

- ・ 庁舎・避難所等の耐震化等による安全性の確保 (地震・津波災害対策編 建築物等の災害予防)

# 1 熊本地震の教訓を踏まえた修正

## (2) 上越市地域防災計画修正のポイント

(7) 災害時に対応の拠点となるべき庁舎等の公共施設の被災により、行政機能に麻痺が生じた。



### 広域大規模災害を想定した備え

○庁舎等の耐震化の推進に加え、ガラスや天井等の非構造部材の耐震化対策等の実施について明記

地震災害対策編 第2部第1章第17節 【資料1-②】 P. 33

津波災害対策編 第2部第1章第17節 【資料1-③】 P. 46

(イ) 罹災証明書発行の前提となる住家の被害認定調査を行う職員の不足等のため、罹災証明書の発行に時間を要した。



### 応急的な住まいの確保や生活復興支援

○住家の被害認定調査に必要な人員確保のための職員育成や応援受け入れ態勢の構築、システムの活用等について明記

地震災害対策編 第2部第3章第1節 【資料1-②】 P. 74

津波災害対策編 第2部第3章第1節 【資料1-③】 P. 88

自然災害対策編 第2部第4章第1節 【資料1-④】 P. 88

## 2 平成27年9月関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえた修正

### (1) 対策のポイント

#### ①水害に強い地域づくり

- ・ 地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の契機となる分かりやすい水害リスクの開示
- ・ 平時から住民の防災意識の向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた地区内の防災活動の推進
- ・ 増加する災害リスクへ備えるための水害保険・共済への加入促進 (地震・津波・自然災害対策編 民生安定化対策)

#### ②実効性のある避難計画の策定

- ・ ハザードマップ等の作成・配布時に「早期の立退き避難が必要な区域」の明示 (自然災害対策編 避難体制の整備)
- ・ 避難誘導等警戒避難体制の計画に際し、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮 (地震・自然災害対策編 避難体制の整備)

#### ③適切な避難行動を促す情報伝達

- ・ 「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の促し (地震・自然災害対策編 避難体制の整備)
- ・ Lアラート等の多様な手段を複合的に活用した避難勧告等の伝達 (地震・津波・自然災害対策編 広報・広聴活動)
- ・ 日本工業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示 (地震・津波・自然災害対策編 避難体制の整備)

#### ④被災市町村の災害対応支援

- ・ 市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料の作成及び周知徹底
- ・ 都道府県が行う応援・受援に係る調整を円滑に行うための仕組みの検討
- ・ 必要に応じた政府の現地組織（連絡調整室等）の設置

#### ⑤被災生活の環境整備

- ・ マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及 (地震・津波・自然災害対策編 避難体制の整備)
- ・ 住民の主体的な運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用
- ・ DMATの活動終了以降の医療提供体制の確保・継続及び災害医療コーディネーターの活用

#### ⑥ボランティアとの連携・協働

- ・ 社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有する場を設置し、連携の取れた支援活動を展開

## 2 平成27年9月関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえた修正

### (2) 上越市地域防災計画修正のポイント

(7) 小川は、水位上昇が極めて速く、水位計が設置されていないことが多いため、水防団や住民からの通報があった時には、既に氾濫が始まっているケースがあった。

#### 実効性のある避難計画の策定

○ハザードマップ等の作成・配布時に「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めることを明記

自然災害対策編 第2部第2章第5節 【資料1-④】 P. 18

(イ) 夜間に小川が溢れたものの、立ち退き避難せず屋内にとどまった方が安全であると判断し、あえて避難勧告等を発令しなかったケースがあった。

#### 適切な避難行動を促す情報伝達

○既に氾濫が始まっている場合、避難指示等を発令した上で屋内安全確保も選択肢としてあり得ることを周知

地震災害対策編 第2部第1章第5節 【資料1-②】 P. 16  
自然災害対策編 第2部第2章第5節 【資料1-④】 P. 19

(ウ) 避難所運営に多数の職員が忙殺され、復旧や復興への事務の実施が困難な事例があった。

#### 被災者の生活環境の改善

○マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めることについて明記

地震災害対策編 第2部第1章第5節 【資料1-②】 P. 17  
津波災害対策編 第2部第1章第5節 【資料1-③】 P. 31  
自然災害対策編 第2部第2章第5節 【資料1-④】 P. 20

## 3 平成28年台風第10号の教訓を踏まえた修正

### (1) 対策のポイント

#### ①避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供

- ・ 避難情報について、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更  
(地震・津波・自然災害対策編 自主防災組織の育成ほか)
- ・ 避難勧告等の対象者の明確化、分かりやすい避難行動の周知  
(地震・津波・自然災害対策編 市民等の避難ほか)
- ・ 地域の災害リスク情報や、災害時に取るべき避難行動の周知  
(自然災害対策編 避難体制の整備)

#### ②要配慮者の避難の実効性の向上

- ・ 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成  
(自然災害対策編 土砂災害の予防、河川・海岸災害の予防)
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の定期的な確認  
(自然災害対策編 土砂災害の予防、河川・海岸災害の予防)

#### ③国や県の市町村に対する助言・情報提供

- ・ 発令に直結する情報及び河川管理者・気象台等からの情報提供

### 3 平成28年台風第10号の教訓を踏まえた修正

#### (2) 上越市地域防災計画の修正のポイント

(7) 「避難準備情報」の意味が適切に理解されず、避難行動につながらなかった。

##### **避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供**

- 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更

地震災害対策編 第2部第1章第2節 【資料1-②】 P. 12 ほか  
津波災害対策編 第2部第1章第2節 【資料1-③】 P. 27 ほか  
自然災害対策編 第2部第2章第2節 【資料1-④】 P. 14 ほか

(1) 要配慮者施設において、河川の氾濫による浸水で入所者9名全員が亡くなるなど、多くの要配慮者が被災した。

##### **要配慮者の避難の実効性の向上**

- 水防法等で避難確保計画の作成を義務付けられた施設について、自治体が計画や訓練の実施状況等の定期的な確認に努めることを明記

地震災害対策編 第2部第1章第12節 【資料1-②】 P. 25  
自然災害対策編 第2部第2章第13節 【資料1-④】 P. 29

## 4 最近の動向を踏まえた修正

### (1) 糸魚川大火

(7) 糸魚川大火では約40,000㎡、147棟を焼失したが、同様の木造建築物の密集地域は市内にも存在することから、防火対策の強化が必要。

#### 防火対策の強化

○火災警報器等の設置・維持管理の徹底、連動型住宅用火災警報器の活用推進、消防団の安全管理の徹底等を明記

地震災害対策編 第2部第1章第7節 【資料1-②】 P. 21  
津波災害対策編 第2部第1章第7節 【資料1-③】 P. 35  
自然災害対策編 第2部第2章第7節 【資料1-④】 P. 24  
一般災害対策編 第2部第1章第2節 【資料1-⑥】 P. 13 ほか

### (2) 新たな津波浸水想定公表

(7) 平成29年11月、新潟県が津波防災地域づくり法に基づく新たな津波浸水想定を公表

#### 津波浸水想定反映

○新たな津波浸水想定の内容を追記

津波災害対策編 第2部第1章第4節 【資料1-③】 P. 9

# 1 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

## (1) 原子力災害医療体制の見直し

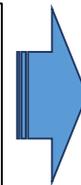
(ア) 原災指針が改正され、複合災害を見据えて「緊急被ばく医療」を「原子力災害医療」とするとともに、原子力災害医療を提供する機関の位置づけや役割・要件が変更された。  
県計画では、複合災害を見据えて、被ばく医療に加え、救急医療や災害医療に対応するため、原子力災害拠点病院を指定するなど、原子力災害医療体制を整備する旨明記された。



○県計画を踏まえ「緊急被ばく医療」を「原子力災害医療」に修正し、原子力災害拠点病院の指定などについて明記

原子力災害対策編 第2部第2章第8節 【資料1-⑤】P. 46 ほか

(イ) 原災指針において、スクリーニングは、住民等の避難等の迅速性を損なわないよう、まず、車両の検査を行い、その結果に応じて乗員の検査をすることとされた。  
県計画では、スクリーニングは、避難経路上で、原則、人を対象に実施するとし、避難の状況など、やむを得ない場合は原災指針に基づく方法による検査を実施することとされた。



○県計画を踏まえ、スクリーニングは避難経路上で、原則、人を対象に実施する旨を明記

原子力災害対策編 第2部第1章第11節 【資料1-⑤】P. 31 ほか

# 1 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

## (2) PPA(屋内退避計画地域)の廃止

(7)原災指針が改正され、PPA(概ね30~50km圏)の範囲とPPAにおける防護措置を検討する旨が削除された。  
県計画では、PPAの範囲をPPAと同様の対応をしている放射線量監視地域(概ね50km圏外の県内全域)に統合した。

○県計画を踏まえ、当市のPPAの範囲を放射線量監視地域とした。

原子力災害対策編 第1部第3節 【資料1-⑤】P.5 ほか

## (3) 警戒事態の判断基準の修正

(7)原災指針が改正され、警戒事態の判断基準が修正され、県計画でも、それぞれ修正が行われた。

立地道府県において、震度6弱以上  
⇒所在市町村において、震度6弱以上

立地道府県沿岸において、大津波警報  
⇒所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報

○県計画を踏まえ、警戒事態の判断基準を修正

新潟県内で、震度6弱以上  
⇒柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上

新潟県内で、大津波警報  
⇒柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で  
大津波警報

原子力災害対策編 第2部第2章第3節 【資料1-⑤】P.39

## 上越市地域防災計画（修正案）節別修正の概要

地震災害対策編	.....	1
津波災害対策編	.....	5
自然災害対策編	.....	9
原子力災害対策編	.....	14
一般災害対策編	.....	16

## ■地震災害対策編

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
<b>第1部 総則</b>			
1	計画作成の趣旨	修正なし	—
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	4
3	上越市の特性と過去の地震災害	修正なし	—
4	複合災害時の対策	修正なし	—
5	地震被害の想定	修正なし	—
6	緊急地震速報と地震情報	修正なし	—
<b>第2部 地震災害対策</b>			
<b>第1章 災害予防計画</b>			
1	防災教育・訓練	県計画を踏まえた修正（文言整理）	10
2	自主防災組織の育成	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 他	12
3	防災まちづくり	県計画を踏まえた修正（市と県の役割分担の整理） 他	13
4	集落孤立対策	修正なし	—
5	避難体制の整備	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	14
6	要配慮者の安全確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	18
7	地震火災の予防	県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正） 他	20
8	救急・救助体制の整備	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	21
9	医療救護体制の整備	県計画を踏まえた修正（関係団体の追加）	23
10	食料・生活必需品等の確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	23
11	廃棄物処理体制の整備	修正なし	—
12	地盤災害の予防	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	25
13	治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	27
14	農地・農業用施設の地震対策	県計画を踏まえた修正（規定変更に伴う整合） 他	28
15	道路・橋梁・トンネル等の地震対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	29
16	港湾・漁港施設の地震対策	県計画を踏まえた修正（計画名称の変更） 他	32
17	建築物等の災害予防	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	32
18	鉄道事業者の地震対策	修正なし	—
19	非常用通信網の整備と地震対策	修正なし	—
20	放送事業者の地震対策	県計画を踏まえた修正（字句修正）	34

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
21	電気通信事業者の地震対策	県計画を踏まえた修正（時点修正）	34
22	電力供給事業者の地震対策	修正なし	—
23	ガス事業者等の地震対策	修正なし	—
24	上水道事業者の地震対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	35
25	下水道等施設の地震対策	県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正） 他	36
26	工業用水道事業者の地震対策	修正なし	—
27	危険物等施設の地震対策	県計画を踏まえた修正（記載内容の精査） 他	37
28	学校の地震対策	県計画を踏まえた修正（字句修正）	39
29	文化財等の地震対策	修正なし	—
30	ボランティア受入れ体制の整備	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	40
31	災害対策基金の積立及び管理	修正なし	—
32	事業者等の事業継続	修正なし	—
33	行政機能の保全	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	40
<b>第2章 災害応急対策計画</b>			
1	災害対策本部の組織・運営	時点修正	42
2	防災関係機関の相互協力体制	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	42
3	災害時の通信確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	44
4	被災状況等の収集伝達	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	44
5	災害時の放送	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 他	45
6	広報・広聴活動	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	46
7	市民等の避難	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	47
8	要配慮者の応急対策	県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正） 他	50
9	避難所の運営	県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正） 他	50
10	トイレ対策	修正なし	—
11	入浴対策	県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正） 他	51
12	愛玩動物の保護対策	県計画を踏まえた修正（国のガイドラインの記述に統一） 他	52
13	食料・生活必需品等供給対策	県計画を踏まえた修正（衛生材料の追加） 他	54
14	避難所外避難者の支援対策	字句修正	55
15	こころのケア対策	県計画を踏まえた修正（DPATの枠組みによる支援への統一） 他	55
16	自衛隊への災害派遣要請	文言整理	57

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
17	緊急輸送対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	57
18	警備・保安及び交通規制	修正なし	—
19	消火活動	他編との整合	59
20	救急・救助活動	県計画を踏まえた修正（字句修正）	59
21	医療救護活動	修正なし	—
22	遺体等の捜索・処理・埋葬	修正なし	—
23	防疫及び保健衛生対策	県計画を踏まえた修正（県の調整機能の追加）	60
24	廃棄物処理対策	県計画を踏まえた修正（国指針と文言の統一） 他	60
25	学校における応急対策	修正なし	—
26	園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	修正なし	—
27	被災建築物応急危険度判定	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	62
28	被災宅地危険度判定	県計画を踏まえた修正（要綱の改正に伴う修正） 他	63
29	被害家屋調査・罹災証明書の発行	修正なし	—
30	公衆通信の確保（電話）	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	64
31	電力供給応急対策	修正なし	—
32	ガスの安全、供給対策	修正なし	—
33	給水・上水道施設の応急対策	修正なし	—
34	下水道等施設の応急対策	修正なし	—
35	工業用水道施設の応急対策	修正なし	—
36	危険物等施設の応急対策	県計画を踏まえた修正（文言整理）	66
37	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	67
38	港湾・漁港施設の応急対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	68
39	鉄道事業者の応急対策	文言整理	69
40	治山・砂防施設等の応急対策	修正なし	—
41	河川・海岸施設の応急対策	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	69
42	農地・農業用施設の応急対策	修正なし	—
43	農林水産業応急対策	修正なし	—
44	商工業応急対策	修正なし	—
45	文化財等応急対策	修正なし	—
46	障害物処理対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	70
47	ボランティア受入れ	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	71

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
48	義援金の受入れ・配分	修正なし	—
49	義援物資対策	修正なし	—
50	住宅応急対策	県計画を踏まえた修正（要件見直しに伴う修正） 他	72
51	災害救助法による救助	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	73
<b>第3章 災害復旧・復興計画</b>			
1	民生安定化対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	74
2	融資・貸付その他資金等による支援	修正なし	—
3	公共施設等災害復旧対策	修正なし	—
4	災害復興対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	75

## ■津波災害対策編

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
<b>第1部 総則</b>			
1	計画作成の趣旨	修正なし	—
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	4
3	上越市の特性	修正なし	—
4	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	県計画を踏まえ追加	9
5	津波浸水想定	記載位置変更（第4節津波被害の想定4 想定地震・参考地震から移動、一部修正）	11
6	地形特性に応じた対策の方向性	県計画を踏まえ節名を修正 他	16
<b>第2部 津波災害対策</b>			
<b>第1章 災害予防計画</b>			
1	防災教育・訓練	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	26
2	自主防災組織の育成	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 他	27
3	防災まちづくり	県計画を踏まえた修正（記載内容の整理）	28
4	集落孤立対策	修正なし	—
5	避難体制の整備	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	29
6	要配慮者の安全確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	33
7	火災の予防	県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正） 他	35
8	水防活動体制の整備	県計画を踏まえた修正（県水防計画と記載を統一） 他	36
9	救急・救助体制の整備	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	36
10	医療救護体制の整備	県計画を踏まえた修正（関係団体の追加）	38
11	食料・生活必需品等の確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	39
12	廃棄物処理体制の整備	修正なし	—
13	治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	40
14	農地・農業用施設の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（規定変更に伴う整合） 他	41
15	道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	42
16	港湾・漁港施設の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（計画名称の変更）	45
17	建築物等の災害予防	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	46
18	鉄道事業者の地震・津波対策	修正なし	—
19	非常用通信網の整備と地震・津波対策	修正なし	—

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
20	放送事業者の地震・津波対策	修正なし	—
21	電気通信事業者の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（時点修正）	47
22	電力供給事業者の地震・津波対策	修正なし	—
23	ガス事業者等の地震・津波対策	修正なし	—
24	上水道事業者の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	48
25	下水道等施設の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正） 他	49
26	工業用水道事業者の地震・津波対策	修正なし	—
27	危険物等施設の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（記載内容の精査） 他	50
28	学校の地震・津波対策	県計画を踏まえた修正（字句修正）	52
29	文化財等の地震・津波対策	修正なし	—
30	ボランティア受入れ体制の整備	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	53
31	災害対策基金の積立及び管理	修正なし	—
32	事業者等の事業継続	修正なし	—
33	行政機能の保全	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	53
<b>第2章 災害応急対策計画</b>			
1	災害対策本部の組織・運営	時点修正	55
2	防災関係機関の相互協力体制	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	56
3	災害時の通信確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	57
4	被災状況等の収集伝達	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	57
5	災害時の放送	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 他	58
6	広報・広聴活動	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	59
7	市民等の避難	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	60
8	要配慮者の応急対策	県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正） 他	63
9	避難所の運営	県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）	64
10	トイレ対策	修正なし	—
11	入浴対策	県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正） 他	65
12	愛玩動物の保護対策	県計画を踏まえた修正（国のガイドラインの記述に統一） 他	66
13	食料・生活必需品等供給対策	県計画を踏まえた修正（衛生材料の追加） 他	67
14	避難所外避難者の支援対策	字句修正	68
15	こころのケア対策	県計画を踏まえた修正（DPATの枠組みによる支援への統一） 他	68

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
16	自衛隊への災害派遣要請	文言整理	70
17	緊急輸送対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	71
18	警備・保安及び交通規制	修正なし	—
19	海上における応急対策	修正なし	—
20	消火活動	他編との整合	72
21	水防活動	修正なし	—
22	救急・救助活動	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	73
23	医療救護活動	修正なし	—
24	遺体等の捜索・処理・埋葬	修正なし	—
25	防疫及び保健衛生対策	県計画を踏まえた修正（県の調整機能の追加）	74
26	廃棄物処理対策	県計画を踏まえた修正（国指針と文言の統一） 他	74
27	学校における応急対策	修正なし	—
28	園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	修正なし	—
29	被災建築物応急危険度判定	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	76
30	被災宅地危険度判定	県計画を踏まえた修正（要綱の改正に伴う修正） 他	77
31	被害家屋調査・罹災証明書の発行	修正なし	—
32	公衆通信の確保（電話）	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	78
33	電力供給応急対策	修正なし	—
34	ガスの安全、供給対策	修正なし	—
35	給水・上水道施設の応急対策	修正なし	—
36	下水道等施設の応急対策	修正なし	—
37	工業用水道施設の応急対策	修正なし	—
38	危険物等施設の応急対策	県計画を踏まえた修正（文言整理）	80
39	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	81
40	港湾・漁港施設の応急対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	82
41	鉄道事業者の応急対策	文言整理	83
42	治山・砂防施設等の応急対策	修正なし	—
43	河川・海岸施設の応急対策	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	83
44	農地・農業用施設の応急対策	修正なし	—
45	農林水産業応急対策	修正なし	—
46	商工業応急対策	修正なし	—
47	文化財等応急対策	修正なし	—

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
48	障害物処理対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	84
49	ボランティア受入れ	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	85
50	義援金の受入れ・配分	修正なし	—
51	義援物資対策	修正なし	—
52	住宅応急対策	県計画を踏まえた修正（要件見直しに伴う修正） 他	86
53	災害救助法による救助	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	87
<b>第3章 災害復旧・復興計画</b>			
1	民生安定化対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	88
2	融資・貸付その他資金等による支援	修正なし	—
3	公共施設等災害復旧対策	修正なし	—
4	災害復興対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	89

## ■自然災害対策編

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
<b>第1部 総則</b>			
1	計画作成の趣旨	修正なし	—
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	6
3	上越市の特性	修正なし	—
<b>第2部 風水害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>		時点修正	12
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	防災教育・訓練	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	13
2	自主防災組織の育成	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 他	14
3	防災まちづくり	県計画を踏まえた修正（市と県の役割分担の整理） 他	15
4	集落孤立対策	修正なし	—
5	避難体制の整備	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	16
6	要配慮者の安全確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	21
7	火災の予防対策	県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正） 他	23
8	水防活動体制の整備	県計画を踏まえた修正（県水防計画と記載を統一） 他	24
9	救急・救助体制の整備	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	25
10	医療救護体制の整備	県計画を踏まえた修正（関係団体の追加）	27
11	食料・生活必需品等の確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	27
12	廃棄物処理体制の整備	修正なし	—
13	土砂災害の予防	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	29
14	河川・海岸災害の予防	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	30
15	農地・農業用施設の災害予防	県計画を踏まえた修正（住民避難時における県の役割の明確化） 他	32
16	道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	33
17	港湾・漁港施設の風水害対策	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	36
18	建築物等の災害予防	修正なし	—
19	鉄道事業者の風水害対策	修正なし	—
20	非常用通信網の整備と風水害対策	修正なし	—
21	気象等防災観測体制の整備	県計画を踏まえた修正（記載内容の精査） 他	36
22	放送事業者の風水害対策	修正なし	—

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
23	電気通信事業者の風水害対策	県計画を踏まえた修正（時点修正）	37
24	電力供給事業者の風水害対策	修正なし	—
25	ガス事業者の風水害対策	修正なし	—
26	上水道事業者の風水害対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	38
27	下水道等施設の風水害対策	県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正） 他	40
28	工業用水道事業者の風水害対策	修正なし	—
29	危険物等施設の風水害対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	41
30	学校の風水害対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	42
31	文化財等の風水害対策	修正なし	—
32	ボランティア受入れ体制の整備	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	43
33	災害対策基金の積立及び管理	修正なし	—
34	事業者等の事業継続	修正なし	—
35	行政機能の保全	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	44
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	災害対策本部の組織・運営	避難情報の名称変更 他	45
2	防災関係機関の相互協力体制	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	46
3	気象情報等の伝達	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	47
4	洪水予報・水防警報の伝達	県計画を踏まえた修正（県水防計画と記載を統一） 他	53
5	災害時の通信確保	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	55
6	被災状況等の収集伝達	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	55
7	災害時の放送	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 他	56
8	広報・広聴活動	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	57
9	市民等の避難	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	58
10	要配慮者の応急対策	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 他	63
11	避難所の運営	県計画を踏まえた修正（県の災害時支援協定締結の反映） 他	64
12	トイレ対策	修正なし	—
13	入浴対策	県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正） 他	65
14	愛玩動物の保護対策	県計画を踏まえた修正（国ガイドラインの記述に統一）	66
15	食料・生活必需品等供給対策	県計画を踏まえた修正（衛生材料の追加） 他	68

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
16	避難所外避難者の支援対策	字句修正	69
17	こころのケア対策	県計画を踏まえた修正 (DPAT の枠組みによる支援への統一) 他	69
18	自衛隊への災害派遣要請	文言整理	71
19	緊急輸送対策	県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) 他	71
20	警備・保安及び交通規制	修正なし	—
21	海上における災害応急対策	修正なし	—
22	消火活動	他編との整合	73
23	水防活動	修正なし	—
24	救急・救助活動	県計画を踏まえた修正 (字句修正)	73
25	医療救護活動	修正なし	—
26	遺体等の捜索・処理・埋葬	修正なし	—
27	防疫及び保健衛生対策	県計画を踏まえた修正 (県の調整機能の追加)	74
28	廃棄物処理対策	県計画を踏まえた修正 (国指針と文言統一) 他	75
29	学校における応急対策	修正なし	—
30	園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	修正なし	—
31	被害家屋調査・罹災証明書の発行	修正なし	—
32	公衆通信の確保 (電話)	県計画を踏まえた修正 (時点修正) 他	77
33	電力供給応急対策	修正なし	—
34	ガスの安全、供給対策	修正なし	—
35	給水・上水道施設の応急対策	修正なし	—
36	下水道等施設の応急対策	修正なし	—
37	工業用水道施設の応急対策	修正なし	—
38	危険物等施設の応急対策	県計画を踏まえた修正 (文言整理)	78
39	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)	79
40	港湾・漁港施設の応急対策	県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) 他	80
41	鉄道事業者の応急対策	関係課意見を踏まえ修正	81
42	土砂災害・斜面災害の応急対策	県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) 他	81
43	河川・海岸施設の応急対策	県計画を踏まえた修正 (文言整理)	82
44	農地・農業用施設の応急対策	県計画を踏まえた修正 (他箇所との整合) 他	83
45	農林水産業応急対策	修正なし	—
46	商工業応急対策	修正なし	—
47	文化財等応急対策	修正なし	—

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
48	障害物処理対策	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	83
49	ボランティア受入れ	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	84
50	義援金の受入れ・配分	修正なし	—
51	義援物資対策	修正なし	—
52	住宅応急対策	県計画を踏まえた修正（要件見直しに伴う修正） 他	85
53	災害救助法による救助	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	86
<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>			
1	民生安定化対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	88
2	融資・貸付その他資金等による支援	修正なし	—
3	公共施設等災害復旧対策	修正なし	—
4	災害復興対策	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	89
<b>第3部 雪害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	降雪等に関する気象注意報・警報及び予報	県計画を踏まえた修正（予測地点名の変更）	91
3	建築物の雪害予防	県計画を踏まえた修正（重要事項の追加） 他	91
4	雪崩防止施設の整備	修正なし	—
5	孤立予想地区対策	修正なし	—
6	積雪期の交通確保	修正なし	—
7	消・融雪施設等の整備	県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正） 他	92
8	電力・通信の確保	修正なし	—
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	災害対策本部の組織・運営	修正なし	—
2	雪崩事故の応急対策	修正なし	—
3	一斉除排雪の実施	修正なし	—
4	災害救助法による救助	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
<b>第4部 火山災害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	96

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
2	それぞれの役割	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	96
3	火山情報の伝達体制	機関意見を踏まえた修正	97
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	98
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			

## ■原子力災害対策編

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
<b>第1部 総則</b>			
1	計画作成の趣旨	県計画を踏まえた修正（名称の変更）	3
2	計画の基礎とするべき災害の想定	県計画を踏まえた修正（名称の変更）	4
3	原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	県計画を踏まえた修正（原子力災害対策指針（以下「原災指針」）の改正の反映） 他	5
4	発電所の状態に基づく緊急事態区分	県計画を踏まえた修正（具体的に記述）	10
5	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	11
6	用語の解説	県計画を踏まえた修正（文言整理）	21
<b>第2部 原子力災害対策</b>			
<b>第1章 原子力災害事前対策</b>			
1	基本方針	修正なし	—
2	原子力事業者防災業務計画に対する県からの意見聴取等	修正なし	—
3	安全協定の適切な運用	県計画を踏まえた修正（名称変更）	23
4	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	県計画を踏まえた修正（名称変更） 他	23
5	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	修正なし	—
6	情報の収集・連絡体制等の整備	県計画を踏まえた修正（字句整理）	24
7	緊急事態応急体制の整備	県計画を踏まえた修正（事例の追加） 他	25
8	屋内退避・避難体制の整備	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	27
9	複合災害時対応体制の整備	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	29
10	緊急輸送活動体制の整備	正式名称に修正	30
11	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	30
12	住民等への的確な情報伝達体制の整備	時点修正	32
13	行政機関の業務継続計画の策定	修正なし	—
14	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	修正なし	—
15	防災業務関係者の人材育成	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	33
16	防災訓練等の実施	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	34
<b>第2章 緊急事態応急対策</b>			
1	基本方針	修正なし	—
2	情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保	県計画を踏まえた修正（柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画の改正等に伴う修正） 他	35

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
3	活動体制の確立	県計画を踏まえ修正（原災指針改正の反映）	39
4	屋内退避、避難等の防護措置	県計画を踏まえた修正（柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画改正の反映） 他	41
5	治安の確保	県計画を踏まえた修正（文言整理）	45
6	飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	修正なし	—
7	緊急輸送活動	県計画を踏まえた修正（時点修正）	45
8	救助・救急、消火及び医療活動	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	46
9	住民等への的確な情報伝達活動	県計画を踏まえた修正（原災指針の表記に統一） 他	48
10	自発的支援の受入れ	修正なし	—
11	防災業務関係者防護対策	県計画を踏まえた修正（文言の統一）	50
12	行政機関の業務継続に係る措置	修正なし	—
13	核燃料物質等の運搬中の事故への対応	県計画を踏まえた修正（文言整理） 他	50
<b>第3章 複合災害対策</b>			
1	複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	修正なし	—
2	複合災害時における応急対策	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映） 他	52
<b>第4章 原子力災害中長期対策</b>			
1	基本方針	修正なし	—
2	緊急事態解除宣言後の対応	修正なし	—
3	被災者等の生活再建等の支援	県計画を踏まえた修正（文言整理）	54
4	産業等への支援	修正なし	—
5	心身の健康相談体制の整備	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）	54

## ■一般災害対策編

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
<b>第1部 総則</b>			
1	計画作成の趣旨	修正なし	—
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 他	6
3	上越市の特性	修正なし	—
4	想定する災害	修正なし	—
5	本編に定めのない事項	修正なし	—
<b>第2部 大規模火災対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	県計画を踏まえた修正（他箇所との整合） 他	12
2	それぞれの役割	県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正） 他	12
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	県計画を踏まえた修正（字句修正） 他	15
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
1	鎮火後の措置	修正なし	—
<b>第3部 林野火災対策</b>			
<b>第1章 序論</b>		時点修正	17
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	それぞれの役割	県計画を踏まえた修正（登山者等の明確化）	17
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	県計画を踏まえた修正（消防防災への積極的な活用について明記）	18
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	県計画を踏まえた修正（時点修正）	18
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
1	鎮火後の措置	修正なし	—
2	二次災害の防止活動	修正なし	—
<b>第4部 油流出事故災害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
2	それぞれの役割	修正なし	—
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
1	油濁損害賠償保障制度の概要	修正なし	—
2	賠償・補償請求主体の役割	修正なし	—
3	漁業経営の安定対策	修正なし	—
4	風評被害の防止対策	修正なし	—
<b>第5部 海上事故災害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	それぞれの役割	県計画を踏まえた修正（適切な名称に変更）	21
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
1	事故船舶等の撤去	修正なし	—
2	漂流油等に対する対応	修正なし	—
<b>第6部 鉄道事故災害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	それぞれの役割	修正なし	—
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
1	建築機材の現況把握及び運用	修正なし	—
2	技術者の現況把握及び活用	修正なし	—
<b>第7部 道路事故災害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	それぞれの役割	修正なし	—
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
<b>第8部 危険物等事故災害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	それぞれの役割	修正なし	—
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—
<b>第4章 災害復旧計画</b>			
<b>第9部 集団事故災害対策</b>			
<b>第1章 序論</b>			
<b>第2章 災害予防計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	それぞれの役割	修正なし	—
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
1	計画の方針	修正なし	—
2	市及び防災関係機関の活動体制	修正なし	—
3	応急対策の実施	修正なし	—

# 上越市地域防災計画

## (地震災害対策編)

平成 31 年 2 月修正案

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由
<p><b>地震災害対策編目次</b></p> <p><b>第1部 総則</b></p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性と過去の地震災害……………</p> <p>第4節 複合災害時の対策……………</p> <p>第5節 地震被害の想定……………</p> <p>第6節 緊急地震速報と地震情報……………</p> <p><b>第2部 地震災害対策</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画……………</b></p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 地震火災の予防……………</p> <p>第8節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第9節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第10節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第11節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第12節 地盤災害の予防……………</p> <p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策……………</p> <p>第14節 農地・農業用施設の地震対策……………</p> <p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策……………</p> <p>第16節 港湾・漁港施設の地震対策……………</p> <p>第17節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第18節 鉄道事業者の地震対策……………</p> <p>第19節 非常用通信網の整備と地震対策……………</p> <p>第20節 放送事業者の地震対策……………</p> <p>第21節 電気通信事業者の地震対策……………</p> <p>第22節 電力供給事業者の地震対策……………</p> <p>第23節 ガス事業者等の地震対策……………</p>	<p><b>地震災害対策編目次</b></p> <p><b>第1部 総則</b></p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性と過去の地震災害……………</p> <p>第4節 複合災害時の対策……………</p> <p>第5節 地震被害の想定……………</p> <p>第6節 緊急地震速報と地震情報……………</p> <p><b>第2部 地震災害対策</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画……………</b></p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 地震火災の予防……………</p> <p>第8節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第9節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第10節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第11節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第12節 地盤災害の予防……………</p> <p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策……………</p> <p>第14節 農地・農業用施設の地震対策……………</p> <p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策……………</p> <p>第16節 港湾・漁港施設の地震対策……………</p> <p>第17節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第18節 鉄道事業者の地震対策……………</p> <p>第19節 非常用通信網の整備と地震対策……………</p> <p>第20節 放送事業者の地震対策……………</p> <p>第21節 電気通信事業者の地震対策……………</p> <p>第22節 電力供給事業者の地震対策……………</p> <p>第23節 ガス事業者等の地震対策……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第 24 節 上水道事業者の地震対策	第 24 節 上水道事業者の地震対策	
第 25 節 下水道等施設の地震対策	第 25 節 下水道等施設の地震対策	
第 26 節 工業用水道事業者の地震対策	第 26 節 工業用水道事業者の地震対策	
第 27 節 危険物等施設の地震対策	第 27 節 危険物等施設の地震対策	
第 28 節 学校の地震対策	第 28 節 学校の地震対策	
第 29 節 文化財等の地震対策	第 29 節 文化財等の地震対策	
第 30 節 ボランティア受入れ体制の整備	第 30 節 ボランティア受入れ体制の整備	
第 31 節 災害対策基金の積立及び管理	第 31 節 災害対策基金の積立及び管理	
第 32 節 事業者等の事業継続	第 32 節 事業者等の事業継続	
第 33 節 行政機能の保全	第 33 節 行政機能の保全	
<b>第 2 章 災害応急対策計画</b>	<b>第 2 章 災害応急対策計画</b>	
第 1 節 災害対策本部の組織・運営	第 1 節 災害対策本部の組織・運営	
第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	
第 3 節 災害時の通信確保	第 3 節 災害時の通信確保	
第 4 節 被災状況等の収集伝達	第 4 節 被災状況等の収集伝達	
第 5 節 災害時の放送	第 5 節 災害時の放送	
第 6 節 広報・広聴活動	第 6 節 広報・広聴活動	
第 7 節 市民等の避難	第 7 節 市民等の避難	
第 8 節 要配慮者の応急対策	第 8 節 要配慮者の応急対策	
第 9 節 避難所の運営	第 9 節 避難所の運営	
第 10 節 トイレ対策	第 10 節 トイレ対策	
第 11 節 入浴対策	第 11 節 入浴対策	
第 12 節 愛玩動物の保護対策	第 12 節 愛玩動物の保護対策	
第 13 節 食料・生活必需品等供給対策	第 13 節 食料・生活必需品等供給対策	
第 14 節 避難所外避難者の支援対策	第 14 節 避難所外避難者の支援対策	
第 15 節 こころのケア対策	第 15 節 こころのケア対策	
第 16 節 自衛隊への災害派遣要請	第 16 節 自衛隊への災害派遣要請	
第 17 節 緊急輸送対策	第 17 節 緊急輸送対策	
第 18 節 警備・保安及び交通規制	第 18 節 警備・保安及び交通規制	
第 19 節 消火活動	第 19 節 消火活動	
第 20 節 救急・救助活動	第 20 節 救急・救助活動	
第 21 節 医療救護活動	第 21 節 医療救護活動	
第 22 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第 22 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
第 23 節 防疫及び保健衛生対策	第 23 節 防疫及び保健衛生対策	
第 24 節 廃棄物処理対策	第 24 節 廃棄物処理対策	

修正前	修正後	修正理由
第 25 節 学校における応急対策	第 25 節 学校における応急対策	
第 26 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	第 26 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	
第 27 節 被災建築物応急危険度判定	第 27 節 被災建築物応急危険度判定	
第 28 節 被災宅地危険度判定	第 28 節 被災宅地危険度判定	
第 29 節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	第 29 節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	
第 30 節 公衆通信の確保（電話）	第 30 節 公衆通信の確保（電話）	
第 31 節 電力供給応急対策	第 31 節 電力供給応急対策	
第 32 節 ガスの安全、供給対策	第 32 節 ガスの安全、供給対策	
第 33 節 給水・上水道施設の応急対策	第 33 節 給水・上水道施設の応急対策	
第 34 節 下水道等施設の応急対策	第 34 節 下水道等施設の応急対策	
第 35 節 工業用水道施設の応急対策	第 35 節 工業用水道施設の応急対策	
第 36 節 危険物等施設の応急対策	第 36 節 危険物等施設の応急対策	
第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	
第 38 節 港湾・漁港施設の応急対策	第 38 節 港湾・漁港施設の応急対策	
第 39 節 鉄道事業者の応急対策	第 39 節 鉄道事業者の応急対策	
第 40 節 治山・砂防施設等の応急対策	第 40 節 治山・砂防施設等の応急対策	
第 41 節 河川・海岸施設の応急対策	第 41 節 河川・海岸施設の応急対策	
第 42 節 農地・農業用施設の応急対策	第 42 節 農地・農業用施設の応急対策	
第 43 節 農林水産業応急対策	第 43 節 農林水産業応急対策	
第 44 節 商工業応急対策	第 44 節 商工業応急対策	
第 45 節 文化財等応急対策	第 45 節 文化財等応急対策	
第 46 節 障害物処理対策	第 46 節 障害物処理対策	
第 47 節 ボランティア受入れ	第 47 節 ボランティア受入れ	
第 48 節 義援金の受入れ・配分	第 48 節 義援金の受入れ・配分	
第 49 節 義援物資対策	第 49 節 義援物資対策	
第 50 節 住宅応急対策	第 50 節 住宅応急対策	
第 51 節 災害救助法による救助	第 51 節 災害救助法による救助	
<b>第 3 章 災害復旧・復興計画</b>	<b>第 3 章 災害復旧・復興計画</b>	
第 1 節 民生安定化対策	第 1 節 民生安定化対策	
第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	
第 3 節 公共施設等災害復旧対策	第 3 節 公共施設等災害復旧対策	
第 4 節 災害復興対策	第 4 節 災害復興対策	



上越市地域防災計画 地震災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
上越市	1～4 (略) 5 災害広報並びに避難準備情報の発表____、避難の勧告、指示に関すること 6～16 (略)	上越市	1～4 (略) 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告、指示に関すること 6～16 (略)	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
【消防機関】		【消防機関】		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
上越地域消防事務組合	(略)	上越地域消防事務組合	(略)	
【新潟県】		【新潟県】		県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
新潟県	1～6 (略) 7 市の実施する避難準備情報発出____に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	新潟県	1～6 (略) 7 市の実施する避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）
上越森林管理署	(略)	上越森林管理署	(略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）
東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 (略) 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の随時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通	東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 (略) 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること	

修正前		修正後		修正理由
	<p>じた住民への周知に関すること</p> <p>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に 関した技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村 に対して気象状況の推移やその予想の開設等に関すること</p> <p>7 市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識 の普及啓発活動に関すること</p>		<p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（指定公共機関の追加）</p>
上越労働基準監督署	(略)	上越労働基準監督署	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
高田河川国道事務所	(略)	高田河川国道事務所	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	
東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 <u>(追加)</u>	(略)	東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	(略)	日本赤十字社 新潟県支部	(略)	
日本放送協会	(略)	日本放送協会	(略)	
日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社	(略)	
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務 所	(略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務 所	(略)	

修正前		修正後		修正理由
東北電力株式会社 上越営業所	(略)	東北電力株式会社 上越営業所	(略)	
日本通運株式会社 新潟支店	(略)	日本通運株式会社 新潟支店	(略)	
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)	
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	
佐渡汽船株式会社	(略)	佐渡汽船株式会社	(略)	
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック 協会 上越支部	(略)	新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック 協会 上越支部	(略)	
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	
株式会社新潟日報社	(略)	株式会社新潟日報社	(略)	

修正前		修正後		修正理由
上越支社		上越支社		県計画を踏まえた修正
一般社団法人新潟県医師会 (追加)	(略)	一般社団法人新潟県医師会	(略)	
(追加)		一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会		
(追加)	(追加)	一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること	
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県看護協会	1 災害支援ナースの派遣に関すること	
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	県計画を踏まえた修正
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	
一般社団法人上越医師会	(略)	一般社団法人上越医師会	(略)	
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	
病院、診療所	(略)	病院、診療所	(略)	
上越商工会議所 商工会	(略)	上越商工会議所 商工会	(略)	
公庫・金融機関	(略)	公庫・金融機関	(略)	
一般運輸事業者	(略)	一般運輸事業者	(略)	
一般建設事業者	(略)	一般建設事業者	(略)	
危険物関係施設の管理者	(略)	危険物関係施設の管理者	(略)	
公益社団法人上越市有線 放送電話協会	(略)	公益社団法人上越市有線 放送電話協会	(略)	
株式会社上越タイムス	(略)	株式会社上越タイムス	(略)	

修正前		修正後		修正理由
社会福祉法人上越社会福祉協議会	(略)	社会福祉法人上越社会福祉協議会	(略)	県計画を踏まえた修正
上越市町内会長連絡協議会（上越市防災委員会）	(略)	上越市町内会長連絡協議会（上越市防災委員会）	(略)	
自主防災組織（町内会）	(略)	自主防災組織（町内会）	(略)	
NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	(略)	NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	(略)	
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	1 災害福祉支援チームの派遣に関すること	
第3節～第6節 (略)		第3節～ 第6節 (略)		

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第2部 地震災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、産業振興課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震_____に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的_____な育成を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 防災教育が目標とする状態</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 市、県、防災関係機関の職員が地震_____に関する基礎知識を持ち、かつ、市民として行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア) 市や防災関係機関による地震_____に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所等の役割</p>	<p style="text-align: center;">第2部 地震災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、産業振興課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震・津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 防災教育が目標とする状態</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 市、県、防災関係機関の職員が地震・津波に関する基礎知識を持ち、かつ、市民として行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所等の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(ア) 市や防災関係機関による地震_____に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>(ア) 市が実施する防災教育に関し_____必要な情報の提供を行う。</p> <p>(イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報_の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>地震時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となるため、市や町内会、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、緊急時の連絡網、避難路、指定避難所等をあらかじめ把握するなど、災害時における適切な判断、行動ができるよう備えておく。</p> <p>イ 地域の役割</p> <p>大きな地震が発生した際は、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等、地域コミュニティにおける安全確保の取組が重要な役割を果たす。このため、町内会、自主防災組織等は地域での防災訓練等を実施し、避難行動要支援者の安否確認、指定避難所等の運営、情報伝達体制・避難誘導體制の確認に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・_____防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施す</p>	<p>(ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>(ア) 市が実施する防災教育に関し、<u>国及び関係機関の協力を得て</u>必要な情報の提供を行う。</p> <p>(イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報<u>等</u>の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p><u>災害時</u>においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となるため、市や町内会、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、緊急時の連絡網、避難路、指定避難所等をあらかじめ把握するなど、災害時における適切な判断、行動ができるよう備えておく。</p> <p>イ 地域の役割</p> <p>大きな<u>災害</u>が発生した際は、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等、地域コミュニティにおける安全確保の取組が重要な役割を果たす。このため、町内会、自主防災組織等は地域での防災訓練等を実施し、避難行動要支援者の安否確認、指定避難所等の運営、情報伝達体制・避難誘導體制の確認に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び<u>自主防犯組織</u>、防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施す</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>

修正前	修正後	修正理由																																				
<p>る。 ④ (略)</p>	<p>る。 ④ (略)</p>																																					
<p><b>第2節 自主防災組織の育成</b></p> <p>担当：市民安全課</p> <p>1 計画の方針 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織の活動内容 自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="189 802 1347 1297"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>② 地域内の被害状況等の情報収集</td> </tr> <tr> <td>③ 火気使用設備器具の点検</td> <td>③ 救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>④ 防災用資機材等の整備及び管理</td> <td>④ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示の_____の情報伝達</td> </tr> <tr> <td>⑤ 危険箇所の点検・把握</td> <td>⑤ 地域住民に対する_____避難誘導</td> </tr> <tr> <td>⑥ 要配慮者_____に係る情報収集・共有</td> <td>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 避難所等の運営協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1)～(2) (略) (3) 県の役割 県は、市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、市に対する防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</p> <p>4 自主防災組織と消防団との連携 (1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、地域の防災訓練など自発的な防</p>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集	③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力	④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示の_____の情報伝達	⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する_____避難誘導	⑥ 要配慮者_____に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援		⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分		⑧ 避難所等の運営協力	<p><b>第2節 自主防災組織の育成</b></p> <p>担当：市民安全課</p> <p>1 計画の方針 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織の活動内容 自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1442 802 2599 1297"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>② 地域内の被害状況等の情報収集</td> </tr> <tr> <td>③ 火気使用設備器具の点検</td> <td>③ 救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>④ 防災用資機材等の整備及び管理</td> <td>④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)等の情報伝達</td> </tr> <tr> <td>⑤ 危険箇所の点検・把握</td> <td>⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有</td> <td>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 避難所等の運営協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1)～(2) (略) (3) 県の役割 県は、市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、市が行う_____防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</p> <p>4 自主防災組織と消防団との連携 (1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る_____。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し_____、地域の防災訓練など自発的な防</p>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集	③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力	④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)等の情報伝達	⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導	⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援		⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分		⑧ 避難所等の運営協力	<p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更等)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>
平常時の活動	災害時の活動																																					
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施																																					
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集																																					
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力																																					
④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示の_____の情報伝達																																					
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する_____避難誘導																																					
⑥ 要配慮者_____に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援																																					
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分																																					
	⑧ 避難所等の運営協力																																					
平常時の活動	災害時の活動																																					
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施																																					
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集																																					
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力																																					
④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)等の情報伝達																																					
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導																																					
⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援																																					
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分																																					
	⑧ 避難所等の運営協力																																					

修正前	修正後	修正理由
<p>災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。</p> <p>(2) (略)</p>	
<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>担当：都市整備課、危機管理課、道路課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画的な土地利用の規制・誘導 (略) ア～イ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備 (略) ア～エ (略)</p> <p>オ ライフラインの耐震性の確保 電気、電話、ガス、上下水道、情報通信施設及び発電施設等のライフラインについて、災害時における安全性の確保と被害軽減を図るため、関係事業者は施設の耐震性の確保及び推進に努める。 また、<u>市街地における電柱倒壊による交通災害を回避するため、共同溝・電線共同溝の設置を図る。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p>	<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>担当：都市整備課、危機管理課、道路課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画的な土地利用の規制・誘導 (略) ア～イ (略) ウ <u>災害のおそれのある区域での開発抑制</u> <u>無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。</u></p> <p>③ <u>防災上危険な市街地の解消</u> <u>市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備 (略) ア～エ (略)</p> <p>オ ライフラインの耐震性の確保 電気、電話、ガス、上下水道、情報通信施設及び発電施設等のライフラインについて、災害時における安全性の確保と被害軽減を図るため、関係事業者は施設の耐震性の確保及び推進に努める。 また、<u>避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正（市と県の役割分担の整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（市と県の役割分担の整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 防災上危険な市街地の解消</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 木造密集市街地等における市街地整備  <u>県は市とともに、防災上危険な木造住宅が密集する市街地等を効果的に改善するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進する。</u></p> <p>ウ 新市街地の整備  <u>県は市とともに、無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止するため、新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等の面的整備事業による一団の計画的な整備を推進する。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害に強いまちづくりのための根幹的な公共施設の整備  (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は市とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。  <u>また、市街地における電柱倒壊による交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝を整備する。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 防災上危険な市街地の解消</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 木造密集市街地等における市街地整備  <u>県は市とともに、_____土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。</u>  <u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害に強いまちづくりのための根幹的な公共施設の整備  (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は市とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。  <u>また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（市と県の役割分担の整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画との整合）</p>
<p><b>第4節 (略)</b></p>	<p><b>第4節 (略)</b></p>	
<p><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮  要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 早期避難のための迅速・確実な方法による<u>避難に関する情報等</u>の伝達</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮  要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 早期避難のための迅速・確実な方法による<u>避難勧告</u> _____等に関する情報等の伝達</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（避難情報の</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難に関する情報(勧告・指示)等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>(3) 避難に関する情報発表の客観的基準を設定する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難準備情報発表時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難情報(準備・勧告・指示)</u>の意味を正しく理解しておくこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者(特に、地下空間を一般の利用に供する施設の管理者)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、_____避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、<u>安全な</u>_____避難所の指定と周知及び即応体制の整備、<u>災害時要援護者</u>の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 地域の危険に関する情報の事前周知を図る。</p> <p>(2) <u>避難勧告</u>等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>(3) <u>避難勧告等の発令に関する客観的基準</u>を設定する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難勧告等の発令時の避難行動要支援者避難誘導體制</u>の確立に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の意味を正しく理解しておくこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者(特に、地下空間を一般の利用に供する施設の管理者)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること。<u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聞くように努めるものとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、<u>避難勧告等の発令区域・タイミング等</u>の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、<u>避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を</u></p>	<p>名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由																								
<p>行い、以下により体制を整備する。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>避難に関する情報(準備・勧告・指示)等情報伝達体制の整備</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、<u>市民・企業等へ避難情報</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難に関する情報</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ エフエム上越株、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会との協定に基づき、<u>避難に関する情報</u>の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p> <p>カ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難に関する情報(準備・勧告・指示)</u>の意味及び<u>市民等の取るべき行動</u>について、正しい知識の普及を図る。 (追加)</p> <p>③ <u>避難情報の発表基準</u></p> <p>本市における<u>避難情報</u>の発表基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発表する。</p> <table border="1" data-bbox="219 1203 1323 1549"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ <u>避難誘導體制の整備</u></p> <p>ア <u>避難の勧告・指示</u>を発表した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場</p>	区分	発表時の状況等	市民に求める行動	準備	(略)	(略)	勧告	(略)	(略)	指示	(略)	① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>行い、以下により体制を整備する。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>避難勧告等</u> <u>情報伝達体制の整備</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、<u>防災行政無線(戸別受信機を含む)等</u>、<u>市民・企業等へ避難勧告等</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難勧告等</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ エフエム上越株、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会との協定に基づき、<u>避難勧告等</u>の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p> <p>カ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の意味及び<u>自主的な避難等を含む市民等の取るべき行動</u>について、正しい知識の普及を図る。</p> <p>キ <u>躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p>③ <u>避難勧告等の発令基準</u></p> <p>本市における<u>避難勧告等</u>の発令基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発令する。</p> <table border="1" data-bbox="1466 1203 2570 1549"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ <u>避難誘導體制の整備</u></p> <p>ア <u>避難勧告等</u> <u>を発令した際</u>、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場</p>	区分	発令時の状況等	市民に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	避難勧告	(略)	(略)	避難指示(緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更等)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画)</p>
区分	発表時の状況等	市民に求める行動																								
準備	(略)	(略)																								
勧告	(略)	(略)																								
指示	(略)	① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								
区分	発令時の状況等	市民に求める行動																								
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)																								
避難勧告	(略)	(略)																								
避難指示(緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								

修正前	修正後	修正理由
<p>合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>指定避難所等の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</u></p> <hr/> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、<u>避難の勧告・指示が発表された際</u>、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 津波による浸水<u>予想</u>区域図を策定・提供する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市による<u>避難に関する情報</u>の<u>早期発出</u>・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) <u>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(コ) <u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、<u>避難勧告等</u>が<u>発令</u>された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 津波による浸水<u>想定</u>区域図を策定・提供する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市による<u>避難勧告等</u>の<u>早期発令</u>・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(イ) 市の避難に関する情報発出の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難に関する情報伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 関係機関との情報交換体制の整備  <u>避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が避難情報_____の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(イ) 市の避難勧告等の発令_____の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難勧告等の_____伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p><u>(オ) 市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 関係機関との情報交換体制の整備  <u>(削除)</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が避難勧告等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（重複した記述の削除）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約検査課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本節において「避難支援等」という。）を実施するための基</p>	<p><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約検査課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本節において「避難支援等」という。）を実施するための基</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成する。</p> <hr/> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 名簿情報の事前提供</p> <p>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に定める避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるときを除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>名簿情報を提供する支援関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市関係部局</li> <li>・警察</li> <li>・消防（消防署、消防団）</li> <li>・民生委員・児童委員</li> <li>・自主防災組織（町内会）</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・上越市社会福祉協議会</li> </ul> <hr/> <p>また、市は名簿情報を提供するときは、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のため措置を行う。</p> <p>名簿情報の漏えい防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が講ずる措置</li> </ul> <p>名簿作成時にコピーできない用紙を使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿情報の提供を受ける者に求める措置</li> </ul> <p>提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。</p> <p>なお、災害時に特に必要と認めて提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄・返却等）を求める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策</p> <p>要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は<u>避難情報（準備・勧告・指示）</u>の伝達に特に配慮するとともに、避難・誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中で危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援</p>	<p>礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成する。<u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 名簿情報の事前提供</p> <p>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に定める避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるときを除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>名簿情報を提供する支援関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市関係部局</li> <li>・警察</li> <li>・消防（消防署、消防団）</li> <li>・民生委員・児童委員</li> <li>・自主防災組織（町内会）</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・上越市社会福祉協議会</li> <li>・<u>福祉避難所に指定した施設</u></li> </ul> <p>また、市は名簿情報を提供するときは、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のため措置を行う。</p> <p>名簿情報の漏えい防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が講ずる措置</li> </ul> <p>名簿作成時にコピーできない用紙を使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿情報の提供を受ける者に求める措置</li> </ul> <p>提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。</p> <p>なお、災害時に特に必要と認めて提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄・返却等）を求める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策</p> <p>要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は<u>避難勧告等</u>の伝達に特に配慮するとともに、避難・誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中で危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援</p>	<p>関係課意見を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制を整備する。また、県や他の市町村_____等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ～ウ (略) 福祉対策</p> <p>④～⑤ (略)</p>	<p>者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制を整備する。また、県や他の市町村、<u>災害福祉支援チーム</u>等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。</p> <p><u>また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（協定締結に伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（協定締結に伴う修正）</p>
<p><b>第7節 地震火災の予防</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震及び防火に関する知識の普及に努め、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。</p> <p>また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。</p> <p>さらに、木造住宅<u>密集地域</u>において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な_____避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第7節 地震火災の予防</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震及び防火に関する知識の普及に努め、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。</p> <p>また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。</p> <p>さらに、木造<u>建築物密集地域等</u>において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な<u>延焼防止</u>、避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（住宅以外の建築物も対象）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業、事業所等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業、事業所等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 広域消防応援体制の整備</u></p> <p><u>県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（広域応援体制に近隣県に追加）</p>
<p><b>第8節 救急・救助体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、高齢者支援課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の地震災害等発生時における道路の除雪体制及び指定避難所等への住民の避難誘導體制等の整備に努める。</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、車両等の資機材・消防吏員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の地震災害発生時における道路の除雪体制及び避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p>	<p><b>第8節 救急・救助体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、高齢者支援課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の災害等発生時における道路の除雪体制及び指定避難所等への住民の避難誘導體制等の整備に努める。</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、車両等の資機材、<u>消防職員</u>及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の____災害発生時における道路の除雪体制及び避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>市民は、平常時から地域・学区・町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努める。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、<u>救助訓練</u>や<u>応急手当</u>の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。また、応援隊受入れに際して必要となる市災害対策本部との連絡調整方法、宿泊場所の確保及び車両<u>終結</u>場所適地等について市と協議し、あらかじめ定める。また、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊<u>応援部隊</u>の円滑な受入れ及び的確な活動の指揮を行うことができるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備</p> <p>県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定</p>	<p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>市民は、平常時から地域、<u>学区</u>、<u>町内会</u>等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努める。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、<u>救急</u>、<u>救助訓練</u>及び<u>応急手当</u>の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。また、応援隊受入れに際して必要となる市災害対策本部との連絡調整方法、宿泊場所の確保及び車両<u>集結</u>場所適地等について市と協議し、あらかじめ定める。また、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊_____の円滑な受入れ及び的確な活動の指揮を行うことができるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、<u>消防</u>、<u>医療機関</u>等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備</p> <p>県内の消防力だけでは対応できない大規模災害____時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>文言整理</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合_____と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥ 航空消防防災体制の充実 消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。 また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部(上越海上保安署) 海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。 また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会、_____東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥ 航空消防防災体制の充実 消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊_____等の受援体制の整備を図る。 また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部(上越海上保安署) 海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。 また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>修正(時点修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>
<p><b>第9節 医療救護体制の整備</b></p> <p>担当：健康づくり推進課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療関係団体 (一社)新潟県医師会、(一社)新潟県歯科医師会、(公社)新潟県薬剤師会、(公社)新潟県看護協会_____など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p><b>第9節 医療救護体制の整備</b></p> <p>担当：健康づくり推進課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療関係団体 (一社)新潟県医師会、(一社)新潟県歯科医師会、(公社)新潟県薬剤師会、(公社)新潟県看護協会、(公社)新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(関係団体の追加)</p>
<p><b>第10節 食料・生活必需品等の確保</b></p>	<p><b>第10節 食料・生活必需品等の確保</b></p>	



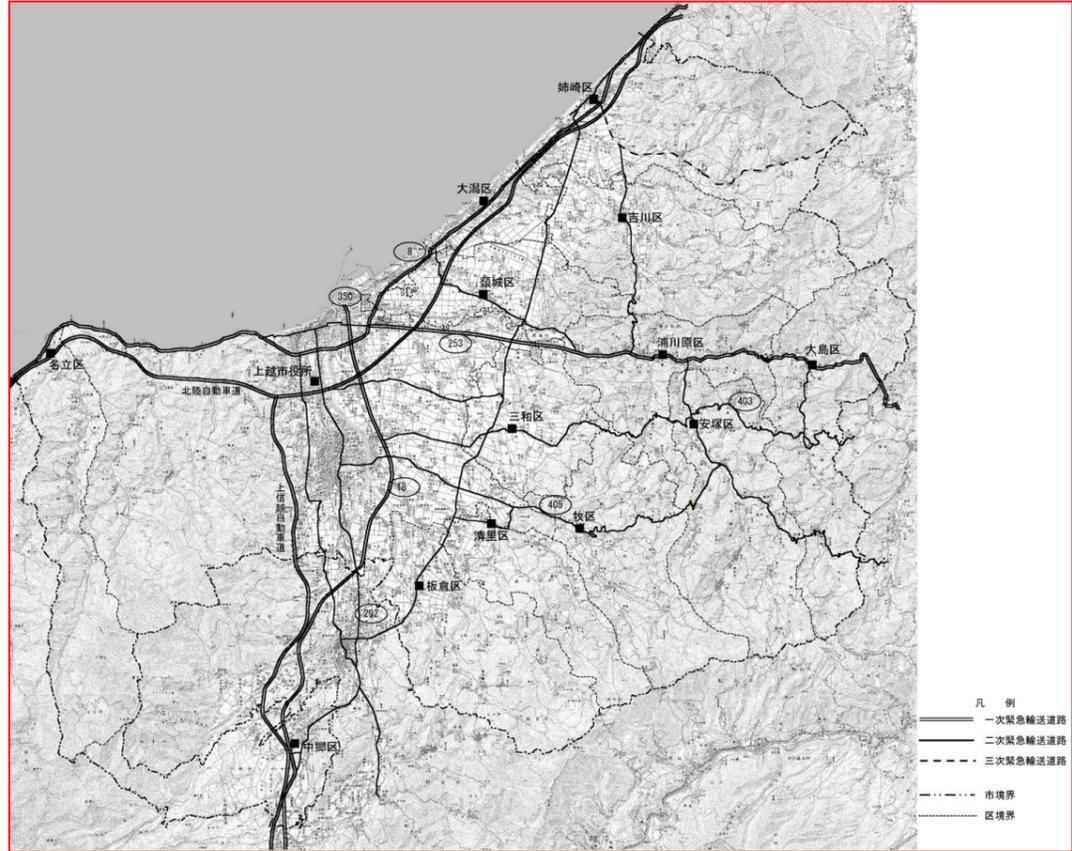
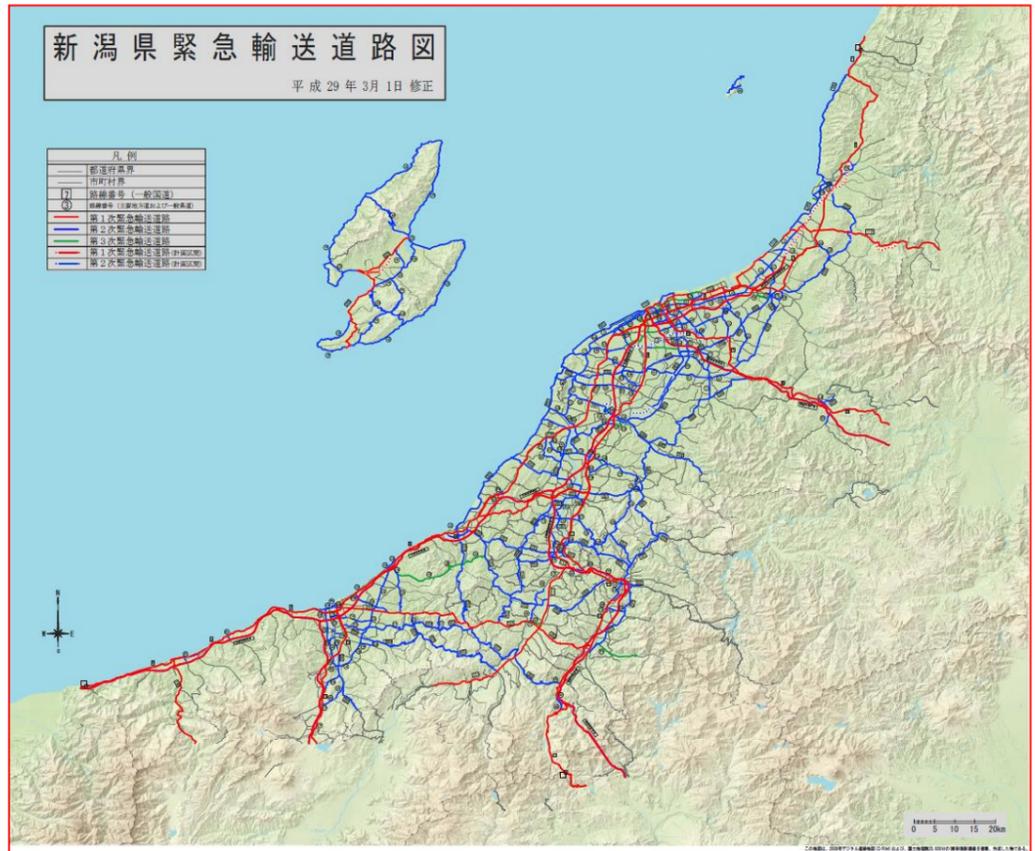


修正前	修正後	修正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>平常時から土砂災害の前兆現象に<u>注意を払うとともに、土砂災害危険箇所等の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見した場合は、速やかに市、県及び関係機関等へ情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で応急措置を講じる。宅地の液化化対策等、液化化による地盤災害からの安全確保に努める。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に<u>適当でない区域は</u>_____</p> <p>____開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等_____の整備に努める。</p> <p>⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 二次災害の予防</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難勧告・指示_____等の実施</p> <p>地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、又は避難勧告・指示_____等を実施する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>平常時から土砂災害の前兆現象に<u>注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に<u>適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、</u>開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等<u>(戸別受信機を含む。)</u>の整備に努める。</p> <p>⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを顧慮するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 二次災害の予防</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難勧告・<u>避難指示(緊急)</u>等の発令</p> <p>地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、又は避難勧告・<u>避難指示(緊急)</u>を発令する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（他箇所との整合）</p> <p>県計画を踏まえた修正（土砂災害防止法の改正に伴う追加）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 県、国の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p>	<p>(3) 県、国の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 市の防災体制整備への支援</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策</b></p> <p style="text-align: center;">担当：危機管理課、都市整備課、農林水産整備課、河川海岸砂防課、生活排水対策課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 河川・海岸施設</p> <p>防災対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>減災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒避難体制の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線_____を整備するなど情報伝達体制を確保する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p><u>洪水や高潮、波浪による災害発生時に、県、市及び東日本高速道路㈱等公共機関から要請があった場合は、河川、ダム、海岸施設の状況調査等について協力する。</u></p> <p><u>防災エキスパートの活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策</b></p> <p style="text-align: center;">担当：危機管理課、都市整備課、農林水産整備課、河川海岸砂防課、生活排水対策課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 河川・海岸施設</p> <p>防災対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>減災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒避難体制の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機を含む。）を整備するなど情報伝達体制を確保する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p><u>ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（I E C - F O R C E）等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</u></p> <p><u>イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。</u></p> <p><u>ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。</u></p> <p><u>エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。</u></p>	
<p><b>第14節 農地・農業用施設の地震対策</b></p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う<u>危険ため池</u>などの緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、<u>関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p>	<p><b>第14節 農地・農業用施設の地震対策</b></p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う<u>防災重点ため池</u>などの緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、<u>関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（規定変更に伴う整合）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 地震に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、余震等<del>の</del>地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。_____</p> <p>_____</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 地震に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。<u>その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（住民避難時における土地改良区等の役割の明確化）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策</b></p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針 地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。 道路を管理する関係機関や団体_____は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。</p> <p>(2) 新潟県緊急輸送道路の指定 (略)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策</b></p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針 地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。 道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。</p> <p>(2) 新潟県緊急輸送道路の指定 (略)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
 <p style="text-align: center;">新潟県緊急輸送道路網図</p>	 <p style="text-align: center;">新潟県緊急輸送道路網図</p>	<p>時点修正</p>
<p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 道路管理者__は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者__相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>道路管理者__である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p>	<p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 道路管理者等は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>道路管理者等である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>また、各道路管理者__は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努めるとともに、比較的標高が高い盛土道路の避難場所としての利用検討や、避難場所となりうる道路等へつながるアクセス路の設置検討や避難時間短縮のための避難階段の設置等について検討する。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要構造物</p> <p>ア 橋梁</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 新設橋梁</p> <p>国土交通省 都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日)により設計する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 道路附属施設</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保</p> <p>災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。</p> <p>また、道路管理者__は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。</p> <p>なお、<u>緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備</p> <p>各道路管理者__は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器(地震計、雨量計、I T V)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p>関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会及び(一社)新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材(発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等)備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者__相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p>	<p>また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努めるとともに、比較的標高が高い盛土道路の避難場所としての利用検討や、避難場所となりうる道路等へつながるアクセス路の設置検討や避難時間短縮のための避難階段の設置等について検討する。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要構造物</p> <p>ア 橋梁</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 新設橋梁</p> <p>国土交通省 都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成29年7月21日)により設計する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 道路附属施設</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保</p> <p>災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。</p> <p>また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。</p> <p>なお、<u>避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備</p> <p>各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器(地震計、雨量計、I T V)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p>関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会及び(一社)新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材(発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等)備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(時点修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>③ 道路通行規制 各道路管理者は、災害発生時における構造物や法面の安全点検等を実施するため、道路通行規制に関する震度の基準等について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。</p> <p>④ (略)</p>	<p>③ 道路通行規制 各道路管理者等は、災害発生時における構造物や法面の安全点検等を実施するため、道路通行規制に関する震度の基準等について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。</p> <p>④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p><b>第16節 港湾・漁港施設の地震対策</b></p> <p>担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震強化岸壁の整備 平常時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や漁港施設整備計画に位置付け、施設整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">港湾の耐震岸壁整備 (略)</p> <p>③ 防災拠点緑地の整備 港湾・漁港施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努め、活用方法等について市と協議する。</p> <p>④ (略)</p>	<p><b>第16節 港湾・漁港施設の地震対策</b></p> <p>担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震強化岸壁の整備 平常時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">港湾の耐震岸壁整備 (略)</p> <p>③ 防災拠点緑地の整備 港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努め、活用方法等について市と協議する。 また、漁港施設は緊急物資の輸送拠点としての役割を有するほか、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。</p> <p>④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（計画名称の変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p><b>第17節 建築物等の災害予防</b></p> <p>担当：建築住宅課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p>	<p><b>第17節 建築物等の災害予防</b></p> <p>担当：建築住宅課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害時の指定避難所等あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進</p> <p>施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。</p> <p>施設管理者は、建築基準法による新耐震設計基準施行(昭和56年)以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから_____順次改修等を推進する。</p> <p>また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、<u>二次</u>部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 耐震性の高い施設整備</p> <p>市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「<u>官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年)</u>」を参考に耐震性__に配慮した施設づくりを行う。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。</p> <p>ア 現状</p> <p>建築物全般及び特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られ、さらに、過去の地震や大火等の経験を踏まえ防災規定が改正されるなど、より一層の強化がなされている。</p> <p>今後も、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など<u>二次</u>部材の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害時の指定避難所等あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進</p> <p>施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。</p> <p>施設管理者は、建築基準法による新耐震設計基準施行(昭和56年)以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、<u>非構造部材を含む耐震対策等</u>、順次改修等を推進する。</p> <p>また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、<u>非構造部材</u>の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 耐震性の高い施設整備</p> <p>市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「<u>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年)</u>」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。</p> <p>ア 現状</p> <p>建築物全般及び特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られ、さらに、過去の地震や大火等の経験を踏まえ防災規定が改正されるなど、より一層の強化がなされている。</p> <p>今後も、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など<u>非構造部材</u>の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(現行の最新基準に修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、耐震化及び<u>二次</u>部材による被害防止を行うなど安全性の向上を図る。</p> <p>②～③ (略) (2)～(4) (略)</p>	<p>自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、耐震化及び<u>非構造</u>部材による被害防止を行うなど安全性の向上を図る。</p> <p>②～③ (略) (2)～(4) (略)</p>	<p>修正（防災基本計画の反映）</p>
<p><b>第18節～第19節 (略)</b></p>	<p><b>第18節～第19節 (略)</b></p>	
<p><b>第20節 放送事業者の地震対策</b></p> <p>担当：広報対話課、危機管理課</p> <p><b>1 計画の方針</b> 放送は、地震発生時において、緊急地震速報・<u>震度</u>情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。 県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。 地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><b>第20節 放送事業者の地震対策</b></p> <p>担当：広報対話課、危機管理課</p> <p><b>1 計画の方針</b> 放送は、地震発生時において、緊急地震速報・<u>地震</u>情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。 県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。 地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p><b>第21節 電気通信事業者の地震対策</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 電気通信事業者の役割</b> (1)～(3) (略) (4) 防災広報活動 (略) ① (略) ② 広報項目 ア～イ (略) ウ <u>特設無料公衆電話</u> 設置場所の周知 エ (略)</p>	<p><b>第21節 電気通信事業者の地震対策</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 電気通信事業者の役割</b> (1)～(3) (略) (4) 防災広報活動 (略) ① (略) ② 広報項目 ア～イ (略) ウ <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u> 設置場所の周知 エ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(5) 広域応援体制の整備 大規模災害が発生した場合は、東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(5) 広域応援体制の整備 大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は _____ 防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p>
<p>第22節～第23節 (略)</p>	<p>第22節～第23節 (略)</p>	
<p>第24節 上水道事業者の地震対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割 上水道事業者は、液状化対策を含めた耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成等によりその適切な維持管理に努める。 また、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。</p> <p>① 施設の耐震化 ア～ウ (略)</p> <p>エ 付属施設等 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。また、自家発電設備は、停電の長期化に備えて 3 日以上 _____ 連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。</p>	<p>第24節 上水道事業者の地震対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、 _____ 避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割 上水道事業者は、液状化対策を含めた耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成等によりその適切な維持管理に努める。 また、緊急時における飲料水等の確保に努める。 _____</p> <p>① 施設の耐震化 ア～ウ (略)</p> <p>エ 付属施設等 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。また、自家発電設備は、停電の長期化に備えて 1 日以上（孤立が予想される集落は 3 日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（準用元との整合）</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発 ____ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市に対する支援体制の整備 ア 大災害を想定した市への支援体制を整備するよう努める。 <u>(追加)</u> イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会_____ ア～ウ (略)</p> <p>④ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発 ア (略) イ <u>マンホールトイレの整備について検討を進める。</u></p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市に対する支援体制の整備 ア (略) イ <u>市の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するよう努める。</u> ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部 ア～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>公益社団法人日本下水道協会</u> ア <u>市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u> イ <u>緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u> ウ <u>調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。</u></p> <p>⑥ <u>上越市管路調査協会</u> ア <u>市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u> イ <u>緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u> ウ <u>目視及びカメラ等による緊急調査、応急措置、汚水運搬等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。</u></p> <p>⑦ <u>公益社団法人新潟県浄化槽整備協会上越支部</u> ア <u>市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u> イ <u>緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u> ウ <u>し尿、浄化槽汚泥の収集運搬等について、支援ができるよう体制の整備に努める。</u></p>	<p>修正（実態を踏まえた修正） 実態を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正） 記載内容の整理</p>
<p><b>第26節 (略)</b></p>	<p><b>第26節 (略)</b></p>	
<p><b>第27節 危険物等施設の地震対策</b></p> <p>担当：危機管理課、環境保全課</p> <p>1 計画の方針</p>	<p><b>第27節 危険物等施設の地震対策</b></p> <p>担当：危機管理課、環境保全課</p> <p>1 計画の方針</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) 基本方針 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質_____等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を<u>講じる</u>とともに、地震等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を<u>講じる</u>。</p> <p>(2) 積雪期の対応 事業者は、<u>降雪、雪崩又は融雪</u> _____による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項 ア 事業者は、<u>保安体制を強化</u> _____し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。 イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 火薬類製造施設等 ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を<u>遵守し、災害の未然防止と</u> _____ 公共の安全を確保する。 イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 毒物劇物保管貯蔵施設 ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を<u>講じる</u>。 イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、<u>危害防止規程</u>の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。</p> <p>⑥ 有害物質取扱施設等 ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） _____ _____及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。 イ <u>有害物質の大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。</u></p>	<p>(1) 基本方針 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（<u>石綿含む</u>）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を<u>講ずる</u>とともに、地震等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p>(2) 積雪期の対応 事業者は、<u>地震動に起因する落雪、雪崩</u>による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項 ア 事業者は、<u>適切な保安体制を維持</u>し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。 イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 火薬類製造施設等 ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を<u>遵守することにより災害を未然に防止し、</u> _____ 公共の安全を確保する。 イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 毒物劇物<u>貯蔵</u>施設 ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を<u>講ずる</u>。 イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、<u>危害防止規定</u>の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。</p> <p>⑥ 有害物質取扱施設等 ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、<u>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</u>及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。 イ <u>災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（石綿飛散防止対策の明記、字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（地震に係る対策の明確化）</p> <p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係法令の追加）</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害時にお</p>



修正前	修正後	修正理由																				
<p data-bbox="127 327 848 373"><b>第30節 ボランティア受入れ体制の整備</b></p> <p data-bbox="127 422 477 464">担当：共生まちづくり課</p> <p data-bbox="127 491 261 527">1 (略)</p> <p data-bbox="127 581 308 617">2 主な取組</p> <p data-bbox="127 627 323 663">(1)～(4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="210 665 1148 940"> <tr> <td>地震後3時間以内</td> <td>県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置</td> </tr> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>県支援センターの運営、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置の判断</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p data-bbox="127 993 400 1029">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="127 1039 314 1075">(1) 市の役割</p> <p data-bbox="172 1085 629 1251">① (略) ② ボランティアセンターの運営支援 ア (略) イ ボランティアセンター_____と市災害対策本部との_____</p> <p data-bbox="210 1262 928 1297">_____情報を共有するための体制を整備する。</p> <p data-bbox="172 1308 323 1344">③ (略)</p> <p data-bbox="127 1354 323 1390">(2)～(3) (略)</p>	地震後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置	〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断	〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信	<p data-bbox="1380 327 2101 373"><b>第30節 ボランティア受入れ体制の整備</b></p> <p data-bbox="1380 422 1730 464">担当：共生まちづくり課</p> <p data-bbox="1380 491 1513 527">1 (略)</p> <p data-bbox="1380 581 1561 617">2 主な取組</p> <p data-bbox="1380 627 1576 663">(1)～(4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1463 665 2401 940"> <tr> <td>発災後3時間以内</td> <td>県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置</td> </tr> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>県支援センターの運営、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>_____災害 ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p data-bbox="1380 993 1653 1029">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="1380 1039 1567 1075">(1) 市の役割</p> <p data-bbox="1424 1085 1881 1251">① (略) ② ボランティアセンターの運営支援 ア (略) イ ボランティアセンターを設置・運営する上越市社会福祉協議会等と市災害対策本部との災害ボランティアに関する情報を共有するための体制を整備する。</p> <p data-bbox="1424 1308 1576 1344">③ (略)</p> <p data-bbox="1380 1354 1576 1390">(2)～(3) (略)</p>	発災後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置	〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃 2日以内	_____災害 ボランティア受入広報の発信	<p data-bbox="2626 674 2822 751">県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p data-bbox="2626 806 2822 884">関係課意見を踏まえ修正</p> <p data-bbox="2626 1211 2822 1331">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
地震後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置																					
〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信																					
〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣																					
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断																					
〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信																					
発災後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置																					
〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信																					
〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣																					
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握																					
〃 2日以内	_____災害 ボランティア受入広報の発信																					
<p data-bbox="127 1413 620 1459"><b>第31節～第32節 (略)</b></p>	<p data-bbox="1380 1413 1872 1459"><b>第31節～第32節 (略)</b></p>																					
<p data-bbox="127 1505 602 1551"><b>第33節 行政機能の保全</b></p> <p data-bbox="127 1600 1110 1642">担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p data-bbox="127 1669 323 1705">1～2 (略)</p> <p data-bbox="127 1759 400 1795">3 それぞれの取組</p> <p data-bbox="127 1806 1347 1881">(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人</p>	<p data-bbox="1380 1505 1843 1551"><b>第33節 行政機能の保全</b></p> <p data-bbox="1380 1600 2356 1642">担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p data-bbox="1380 1669 1576 1705">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1380 1759 1653 1795">3 それぞれの取組</p> <p data-bbox="1380 1806 2594 1881">(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人</p>	<p data-bbox="2626 1806 2822 1881">県計画を踏まえた修正（防災基本計</p>																				

修正前	修正後	修正理由
<p>員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p> <hr/> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</p> <p><u>特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p><u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</u></p> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由																		
<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="240 978 1344 1522"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① 市内で震度5強の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき</td> <td>概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① 市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき又は第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき</td> <td>全職員が従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	① 市内で震度5強の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき	概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	① 市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき又は第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。	<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1486 978 2591 1522"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めるとき</td> <td>おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 第一配備体制では対処できないとき ④ 市長が必要と認めたとき</td> <td>全職員が従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めるとき	おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 第一配備体制では対処できないとき ④ 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。	<p style="text-align: center;">時点修正</p>
配備名	配備基準	配備体制																		
第一配備	① 市内で震度5強の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき	概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。																		
第二配備	① 市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき又は第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。																		
配備名	配備基準	配備体制																		
第一配備	市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めるとき	おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。																		
第二配備	① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 第一配備体制では対処できないとき ④ 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。																		
<p><b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b></p>	<p><b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b></p>																			



修正前	修正後	修正理由
<p>たときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>とりあえず口頭又は電話等で要請する。</u></p> <p>_____</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>たときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	
<p><b>第3節 災害時の通信確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難情報等の伝達に当たっては、防災行政無線_____、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（エフエム上越嶺を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><b>第3節 災害時の通信確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難情報等の伝達に当たっては、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（エフエム上越嶺を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p><b>第4節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p>	<p><b>第4節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p>	

修正前	修正後	修正理由																																
<p>ア (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及びヘリコプターによる画像撮影等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、国土交通省北陸地方整備局_____に対し被災状況の調査を要請_____する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及びヘリコプターによる画像撮影等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>																																
<p><b>第5節 災害時の放送</b></p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="210 1205 943 1566"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送営業部次長</td> </tr> <tr> <td>新潟県民エフエム放送(株)</td> <td>編成制作部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p> <p>同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難勧告、避難指示_____の発表及び解除並びにこれに準じて行う避難準備情報_____の発表及び解除とする。</p> <p>(4) (略)</p>	局名	情報受信責任者	日本放送協会	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送営業部次長	新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長	<p><b>第5節 災害時の放送</b></p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1457 1205 2190 1566"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送事業本部副本部長</td> </tr> <tr> <td>新潟県民エフエム放送(株)</td> <td>編成制作部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p> <p>同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難勧告、避難指示(緊急)の発令及び解除並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。</p> <p>(4) (略)</p>	局名	情報受信責任者	日本放送協会	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長	新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送営業部次長																																	
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長																																	
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長																																	
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長																																	

修正前	修正後	修正理由								
<p><b>2 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害に関する警報等の周知</li> <li>↓</li> <li>■ 緊急警報放送</li> <li>↓</li> <li>■ 避難準備情報_____・避難勧告・避難指示_____</li> <li>↓</li> <li>■ 災害関連番組の編成</li> </ul> <p><b>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b></p> <p>(1) 災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申し合わせにより、<u>地震に関する情報</u>_____等を放送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難準備情報</u>_____・避難勧告・避難指示_____</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p>	<p><b>2 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害に関する警報等の周知</li> <li>↓</li> <li>■ 緊急警報放送</li> <li>↓</li> <li>■ <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示</u>_(緊急)_</li> <li>↓</li> <li>■ 災害関連番組の編成</li> </ul> <p><b>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b></p> <p>(1) 災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申し合わせにより、<u>緊急地震速報、津波注意報、津波警報</u>等を放送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示</u>_(緊急)_</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p>	<p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>								
<p style="text-align: center;"><b>第6節 広報・広聴活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b> (略)</p> <p>(1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内）</p> <table border="1" data-bbox="142 1520 1347 1829"> <tr> <td data-bbox="142 1520 391 1734">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="391 1520 1347 1734"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁及び県等が観測した地震_____に基づく情報（<u>地震・津波に関する警報等の情報</u>_____）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、<u>地震に関する</u>_____説明会を開催する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1734 391 1829">高田河川国道事務所 県</td> <td data-bbox="391 1734 1347 1829">(略)</td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁及び県等が観測した地震_____に基づく情報（<u>地震・津波に関する警報等の情報</u>_____）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、<u>地震に関する</u>_____説明会を開催する。</li> </ul>	高田河川国道事務所 県	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第6節 広報・広聴活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b> (略)</p> <p>(1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1520 2594 1829"> <tr> <td data-bbox="1389 1520 1638 1734">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="1638 1520 2594 1734"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・_____地震観測に基づく情報（<u>緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報</u>）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、<u>津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会</u>を開催する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1734 1638 1829">高田河川国道事務所 県</td> <td data-bbox="1638 1734 2594 1829">(略)</td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・_____地震観測に基づく情報（<u>緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報</u>）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、<u>津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会</u>を開催する。</li> </ul>	高田河川国道事務所 県	(略)	<p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p>
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁及び県等が観測した地震_____に基づく情報（<u>地震・津波に関する警報等の情報</u>_____）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、<u>地震に関する</u>_____説明会を開催する。</li> </ul>									
高田河川国道事務所 県	(略)									
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・_____地震観測に基づく情報（<u>緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報</u>）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、<u>津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会</u>を開催する。</li> </ul>									
高田河川国道事務所 県	(略)									

修正前		修正後		修正理由
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対する避難勧告__</li> <li>・町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。</li> <li>・地震の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じ、報道機関を通じて市民等に説明する。</li> <li>・災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難に関する情報（準備・勧告・指示）</u>を広報車_____及び防災行政無線_____等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> </ul>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対する避難勧告等</li> <li>・町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。</li> <li>・地震の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じ、報道機関を通じて市民等に説明する。</li> <li>・災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難情報</u>_____を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> </ul>	県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）
報道機関	(略)	報道機関	(略)	
(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)		
4～6 (略)		4～6 (略)		
<b>第7節 市民等の避難</b>		<b>第7節 市民等の避難</b>		
担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）		担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）		
<b>1 計画の方針</b> (1) (略) (2) それぞれの責務 ① 市民の責務 ア～エ (略) オ 市が発表する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。 (ア) <u>避難準備情報</u> → いつでも避難できるよう準備を整える。避難行動要支援者は、支援者の協力を得て、指定避難所等の安全な場所へ移動する。 (イ) (略) (ウ) <u>避難指示</u> → その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。 カ～キ (略) ② (略) ③ 市の責務 ア～オ (略) カ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に <u>避難を指示又は勧告</u> _____する。		<b>1 計画の方針</b> (1) (略) (2) それぞれの責務 ① 市民の責務 ア～エ (略) オ 市が発表する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。 (ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> → いつでも避難できるよう準備を整える。避難行動要支援者は、支援者の協力を得て、指定避難所等の安全な場所へ移動する。 (イ) (略) (ウ) <u>避難指示（緊急）</u> → その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。 カ～キ (略) ② (略) ③ 市の責務 ア～オ (略) カ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に <u>避難指示</u> 又は <u>避難勧告（緊急）</u> を発令する。		県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）  県計画を踏まえた修正（避難情報の

修正前	修正後	修正理由
<p>※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等 キ～ク (略)</p> <p>④ 県の責務 ア 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供する等の支援を行う。</p> <hr/> <p>イ 市の避難に関する情報の発表状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組 適切な避難勧告、指示_____の実施及び避難誘導等により、二次被害による人的被害発生を防止する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応 ① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に避難に関する情報等を伝達するよう留意する。 ②～⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b> ■ 市民等の自主避難に対する対応 ↓ ■ 避難に関する情報の発表____、伝達 ↓ ■ 避難誘導</p> <p><b>3 業務の内容</b> (1) 市民等の自主避難に対する対応 避難に関する情報発表前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。 (2) 避難に関する情報の発表、伝達 ① 二次災害の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難に関する情報を発表するとともに、指定避難所を開設する。 ② 避難に関する情報の発表は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線_____</p>	<p>※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等 キ～ク (略)</p> <p>④ 県の責務 ア 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供する等の支援を行う。 <u>また、市から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。</u></p> <p>イ 市の避難勧告等の発令状況_____を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組 適切な避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>の実施及び避難誘導等により、二次被害による人的被害発生を防止する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応 ① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に避難勧告等_____を伝達するよう留意する。 ②～⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b> ■ 市民等の自主避難に対する対応 ↓ ■ <u>避難勧告・指示(緊急)の発令</u>、伝達 ↓ ■ 避難誘導</p> <p><b>3 業務の内容</b> (1) 市民等の自主避難に対する対応 <u>避難勧告等の発令_____前</u>に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。 (2) <u>避難勧告等の発令_____</u>、伝達 ① 二次災害の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に<u>避難勧告等_____を発令</u>するとともに、指定避難所を開設する。 ② <u>避難勧告等の発令_____</u>は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線(戸</p>	<p>名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																						
<p>____、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・避難対象地域    ・避難先    ・避難経路    ・避難の理由    ・避難時の注意事項</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 避難に関する情報を発表した場合は、発表時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>別受信機を含む。)、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・避難対象地域    ・避難先    ・避難経路    ・避難の理由    ・避難時の注意事項</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 避難勧告等を発令____した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>修正（文言整理）</p>																																																																						
<p><b>4 避難に関する情報の発表</b></p> <p>(1) 避難に関する情報の実施者</p> <table border="1" data-bbox="166 800 1344 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>発表・発表の基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備情報</td> <td>市長 区総合事務所長</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発表時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第56条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勧告</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">指示</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた自衛官</td> <td>避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。</td> <td>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>知事</td> <td>災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた吏員</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>水防法第29条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施者	発表・発表の基準	根拠法令	準備情報	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発表時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条	勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条		知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条	<p><b>4 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令</b></p> <p>(1) 避難勧告等の発令者</p> <table border="1" data-bbox="1412 800 2591 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令者</th> <th>発令の基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>市長 区総合事務所長</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第56条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難指示（緊急）</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた自衛官</td> <td>避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。</td> <td>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>知事</td> <td>災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた吏員</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>水防法第29条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令者	発令の基準	根拠法令	避難準備・高齢者等避難開始	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条	避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	避難指示（緊急）	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条		知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
区分	実施者	発表・発表の基準	根拠法令																																																																					
準備情報	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発表時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条																																																																					
勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項																																																																					
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																																																																					
指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項																																																																					
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																																																					
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条																																																																					
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																																																																					
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条																																																																					
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条																																																																					
区分	発令者	発令の基準	根拠法令																																																																					
避難準備・高齢者等避難開始	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条																																																																					
避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項																																																																					
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																																																																					
避難指示（緊急）	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項																																																																					
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																																																					
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条																																																																					
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																																																																					
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条																																																																					
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条																																																																					

修正前	修正後	修正理由
(2) (略)	(2) (略)	
<p data-bbox="130 373 655 422"><b>第8節 要配慮者の応急対策</b></p> <p data-bbox="130 464 1362 558">担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p data-bbox="130 579 338 615">1 計画の方針</p> <p data-bbox="130 625 270 657">(1) (略)</p> <p data-bbox="130 667 394 703">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="130 714 350 745">①～⑥ (略)</p> <p data-bbox="130 756 338 791">⑦ 県の責務</p> <p data-bbox="130 802 1362 928">県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員_____等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p data-bbox="130 938 1190 970">また、市が行う情報を得にくい外国人、視聴覚障害者等への情報提供を支援する。</p> <p data-bbox="130 980 323 1016">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="130 1073 261 1108">2 (略)</p> <p data-bbox="130 1165 338 1201">3 業務の内容</p> <p data-bbox="130 1211 365 1247">(1) 避難誘導対策</p> <p data-bbox="130 1257 270 1289">(略)</p> <p data-bbox="130 1299 655 1335">① 避難準備情報_____の伝達</p> <p data-bbox="130 1346 350 1377">②～④ (略)</p> <p data-bbox="130 1388 323 1423">(2)～(5) (略)</p> <p data-bbox="130 1480 261 1516">4 (略)</p>	<p data-bbox="1383 373 1908 422"><b>第8節 要配慮者の応急対策</b></p> <p data-bbox="1383 464 2614 558">担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p data-bbox="1383 579 1590 615">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1383 625 1522 657">(1) (略)</p> <p data-bbox="1383 667 1647 703">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="1383 714 1605 745">①～⑥ (略)</p> <p data-bbox="1383 756 1590 791">⑦ 県の責務</p> <p data-bbox="1383 802 2614 928">県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p data-bbox="1383 938 2442 970">また、市が行う情報を得にくい外国人、視聴覚障害者等への情報提供を支援する。</p> <p data-bbox="1383 980 1576 1016">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1383 1073 1513 1108">2 (略)</p> <p data-bbox="1383 1165 1590 1201">3 業務の内容</p> <p data-bbox="1383 1211 1617 1247">(1) 避難誘導対策</p> <p data-bbox="1383 1257 1522 1289">(略)</p> <p data-bbox="1383 1299 1908 1335">① 避難準備・高齢者等避難開始の伝達</p> <p data-bbox="1383 1346 1605 1377">②～④ (略)</p> <p data-bbox="1383 1388 1576 1423">(2)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1383 1480 1513 1516">4 (略)</p>	<p data-bbox="2629 760 2846 886">県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p> <p data-bbox="2629 1299 2846 1425">県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
<p data-bbox="130 1541 549 1589"><b>第9節 避難所の運営</b></p> <p data-bbox="130 1631 1362 1726">担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p data-bbox="130 1747 338 1782">1 計画の方針</p> <p data-bbox="130 1793 323 1824">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="130 1835 445 1871">(4) 避難所運営の留意点</p>	<p data-bbox="1383 1541 1801 1589"><b>第9節 避難所の運営</b></p> <p data-bbox="1383 1631 2614 1726">担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p data-bbox="1383 1747 1590 1782">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1383 1793 1576 1824">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1383 1835 1694 1871">(4) 避難所運営の留意点</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>① 一般的事項 ア～サ (略) <u>(追加)</u></p> <p>② 男女共同参画の視点に立った避難所運営 (略) ア～イ (略) ウ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 ① (略) ② 福祉避難所の設置・運営 ア (略) イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障害者等については、<u>県旅館組合</u>との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>① 一般的事項 ア～サ (略) <u>シ 巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。</u></p> <p>② 男女共同参画の視点に立った避難所運営 (略) ア～イ (略) ウ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布 <u>_____</u>など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 ① (略) ② 福祉避難所の設置・運営 ア (略) イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障害者等については、<u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u>との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記載位置の変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言修正、記載位置の変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p>
<p><b>第10節 (略)</b></p>	<p><b>第10節 (略)</b></p>	
<p><b>第11節 入浴対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 計画の方針 (1) 基本方針 自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、<u>_____</u>入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。</p> <p>(2) それぞれの責務 ① (略) ② 県の責務 ア～イ (略)</p>	<p><b>第11節 入浴対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 計画の方針 (1) 基本方針 自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、<u>身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。</u></p> <p>(2) それぞれの責務 ① (略) ② 県の責務 ア～イ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p> <p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ウ <u>公衆浴場組合、旅館組合</u> 等事業者団体への協力要請</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 ①～③ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(5) 積雪期の対応 冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮するほか、<u>旅館組合等</u> への協力要請の強化を図る。</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ <u>旅館組合等</u> への協力要請 ↓ ■ 仮設入浴施設の設置</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>旅館組合</u> 等への協力要請 市は、市内の<u>旅館組合等</u> 等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ウ <u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u> 等事業者団体への協力要請</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 ①～③ (略) ④ <u>乳幼児に対する配慮</u> <u>ア 沐浴に必要な物品の確保</u> <u>イ 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請</u> <u>ウ 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底</u></p> <p>(5) 積雪期の対応 冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮するほか、<u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u> への協力要請の強化を図る。</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ <u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u> への協力要請 ↓ ■ 仮設入浴施設の設置</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u> 等への協力要請 市は、市内の<u>新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合</u> 等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>結に伴う修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(乳幼児への配慮を追加)</p> <p>県計画を踏まえた修正(県の協定締結に伴う修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(県の協定締結に伴う修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(県の協定締結に伴う修正)</p>
<p><b>第12節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を<u>伴い</u> 指定避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、(公社)新潟県</p>	<p><b>第12節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を<u>同行して</u> 指定避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、(公社)新潟県</p>	<p>県計画を踏まえた修正(国のガイドラインの記述に統一)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務</p> <p>ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>ウ 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務</p> <p>必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><b>2 組織体系</b></p> <p>県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。</p>	<p>獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務</p> <p>ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃 からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>ウ 避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び一般財団法人ペット災害対策推進協会への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務</p> <p>必要に応じ、一般財団法人ペット災害対策推進協会に応援を要請し、次の活動を行う。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><b>2 組織体系</b></p> <p>県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(国のガイドラインの記述に統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(国のガイドラインの記述に統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(組織改編)</p> <p>県計画を踏まえた修正(組織改編)</p> <p>県計画を踏まえた修正(組織改編)</p>



修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第14節 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>避難所外避難者の状況を調査し、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>避難所外避難者の状況を調査し、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第15節 こころのケア対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて_____ケアチーム_____派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>エ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 こころのケア対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて<u>こころのケアチーム</u>（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む。）派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>こころのケアチームを編成した時は、その旨を厚生労働省に報告する。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p>	<p>県計画を踏まえた修正（DPATの枠組みによる支援への統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>県の設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、_____県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、地震発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時に_____ケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災住民への共同支援活動</li> <li>医療_____チーム_____, こころのケアチーム_____合同ミーティング             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地区内の状況分析</li> <li>②ケース検討、情報交換</li> <li>③活動上の問題 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>県の設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、<u>DPAT</u>及び県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、地震発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時に<u>こころのケア</u>チーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災住民への共同支援活動</li> <li>医療<u>救護</u>チーム(<u>DMAT</u>)、こころのケアチーム(<u>DPAT</u>)合同ミーティング             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地区内の状況分析</li> <li>②ケース検討、情報交換</li> <li>③活動上の問題 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>修正 (DPAT の枠組みによる支援への統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																				
<p>4 (略)</p> <p><b>第16節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1" data-bbox="192 667 1347 1356"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難の勧告等が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び防疫</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊急輸送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物等の保安及び除去</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 (略)</p>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	避難の勧告等が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救助	(略)	④水防活動	(略)	⑤消防活動	(略)	⑥障害物の排除	(略)	⑦応急医療、救護及び防疫	(略)	⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)	⑨炊飯及び給水	(略)	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)	⑪危険物等の保安及び除去	(略)	⑫その他	(略)	<p>4 (略)</p> <p><b>第16節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1" data-bbox="1445 667 2599 1356"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難勧告等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び防疫</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊急輸送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物等の保安及び除去</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 (略)</p>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	避難勧告等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救助	(略)	④水防活動	(略)	⑤消防活動	(略)	⑥障害物の排除	(略)	⑦応急医療、救護及び防疫	(略)	⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)	⑨炊飯及び給水	(略)	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)	⑪危険物等の保安及び除去	(略)	⑫その他	(略)	<p></p> <p>文言整理</p>
救援活動区分	概要																																																					
①被害状況の把握	(略)																																																					
②避難の援助	避難の勧告等が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救助	(略)																																																					
④水防活動	(略)																																																					
⑤消防活動	(略)																																																					
⑥障害物の排除	(略)																																																					
⑦応急医療、救護及び防疫	(略)																																																					
⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)																																																					
⑨炊飯及び給水	(略)																																																					
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)																																																					
⑪危険物等の保安及び除去	(略)																																																					
⑫その他	(略)																																																					
救援活動区分	概要																																																					
①被害状況の把握	(略)																																																					
②避難の援助	避難勧告等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救助	(略)																																																					
④水防活動	(略)																																																					
⑤消防活動	(略)																																																					
⑥障害物の排除	(略)																																																					
⑦応急医療、救護及び防疫	(略)																																																					
⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)																																																					
⑨炊飯及び給水	(略)																																																					
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)																																																					
⑪危険物等の保安及び除去	(略)																																																					
⑫その他	(略)																																																					
<p><b>第17節 緊急輸送対策</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確に</p>	<p><b>第17節 緊急輸送対策</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にする<del>るとともに地域内輸送拠</del></p>	<p>県計画を踏まえた</p>																																																				

修正前	修正後	修正理由												
<p>_____し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な<u>配付</u>を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、_____輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ 県警察の責務</p> <p>ア 緊急輸送道路の<u>内</u>、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <table border="1" data-bbox="216 1115 1344 1434"> <tr> <td>第1段階 (災害発生直後初動期)</td> <td>①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び_____輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第2段階 (応急対策活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階 (復旧活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送中継基地の確保 (略) &lt;輸送中継基地の機能&gt; ①～④ (略)</p>	第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び_____輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資	第2段階 (応急対策活動期)	(略)	第3段階 (復旧活動期)	(略)	<p>_____点を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な<u>配布</u>を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、<u>広域物資</u>輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ 県警察の責務</p> <p>ア 緊急輸送道路の<u>うち</u>、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <table border="1" data-bbox="1463 1115 2591 1434"> <tr> <td>第1段階 (災害発生直後初動期)</td> <td>①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び<u>物資</u>輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第2段階 (応急対策活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階 (復旧活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送中継基地の確保 (略) &lt;輸送中継基地の機能&gt; ①～④ (略)</p>	第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び <u>物資</u> 輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資	第2段階 (応急対策活動期)	(略)	第3段階 (復旧活動期)	(略)	<p>修正（防災基本計画の反映） 字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>文言整理</p>
第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び_____輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資													
第2段階 (応急対策活動期)	(略)													
第3段階 (復旧活動期)	(略)													
第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び <u>物資</u> 輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資													
第2段階 (応急対策活動期)	(略)													
第3段階 (復旧活動期)	(略)													

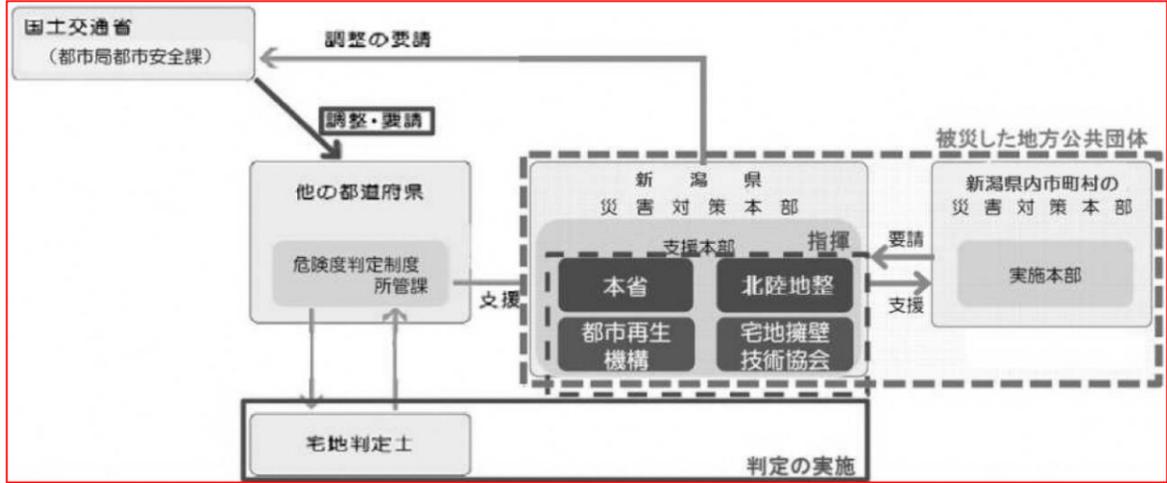
修正前	修正後	修正理由
<p>&lt;輸送中継基地における市及び県の業務&gt;                      ①～② (略)                      ③ 中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達                      ④ (略)                      (4)～(5) (略)</p>	<p>&lt;輸送中継基地における市及び県の業務&gt;                      ①～② (略)                      ③ <u>輸送</u>中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達                      ④ (略)                      (4)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（他箇所との整合）</p>
<p><b>第18節 (略)</b></p>	<p><b>第18節 (略)</b></p>	
<p><b>第19節 消火活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針                      (1)～(4) (略)                      (5) 積雪期の対応                      ① 市民の対応                      ア (略)                      イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、<u>平常時から除雪を行う。</u>                      ② 消防団及び上越地域消防事務組合の対応                      ア～イ (略)  <u>(追加)</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第19節 消火活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針                      (1)～(4) (略)                      (5) 積雪期の対応                      ① 市民の対応                      ア (略)                      イ 近所の消火栓・防火水槽等が<u>雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。</u>                      ② 消防団及び上越地域消防事務組合の対応                      ア～イ (略)                      ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、<u>適切な維持管理に努める。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>他編との整合  他編との整合</p>
<p><b>第20節 救急・救助活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 計画の方針                      (1) (略)                      (2) それぞれの責務                      ①～③ (略)                      ④ 消防機関の責務                      ア (略)                      イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部）は、消防の広</p>	<p><b>第20節 救急・救助活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 計画の方針                      (1) (略)                      (2) それぞれの責務                      ①～③ (略)                      ④ 消防機関の責務                      ア (略)                      イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部<u> </u>）は、消防の広</p>	<p>字句修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。</p> <p>⑤ 県・県警察の責務 ア～エ (略)</p> <p>オ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な<u>運行</u>に努める。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。</p> <p>⑤ 県・県警察の責務 ア～エ (略)</p> <p>オ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な<u>運航</u>に努める。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p><b>第21節～第22節 (略)</b></p>	<p><b>第21節～第22節 (略)</b></p>	
<p><b>第23節 防疫及び保健衛生対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施する_____。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第23節 防疫及び保健衛生対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施する<u>とともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（県の調整機能の追加）</p>
<p><b>第24節 廃棄物処理対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p>	<p><b>第24節 廃棄物処理対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。</p> <p>また、有害廃棄物の適切な分別・保管により_____環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>ウ _____がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) あらかじめ定める廃棄物処理計画（災害廃棄物処理対策）に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り_____リサイクルに努める。</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により_____環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア (略)</p>	<p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた<u>実行</u>計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。</p> <p>また、有害廃棄物の適切な分別・保管により<u>安全の確保及び</u>環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた<u>実行</u>計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>ウ <u>災害</u>がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) あらかじめ定める廃棄物処理計画（災害廃棄物処理対策）に基づき、被害規模に応じた<u>実行</u>計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り<u>減量化</u>とリサイクルに努める。</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により<u>安全の確保及び</u>環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p><u>ア 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。</u></p> <p><u>イ (略)</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（国指針と文言の統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針と文言の統一）</p> <p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針で規</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>イ (略) (3)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) し尿処理の対応 被災者は、仮設トイレの維持管理及び市のし尿収集に協力し、市はし尿処理の実施計画を策定するとともに市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 また、し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、_____近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定し、指定避難所等のごみ収集体制を整備する。 イ (略) ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、_____近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。 エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応 被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の一時保管場所を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。 なお、がれき類の処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>ウ (略) (3)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) し尿処理の対応 被災者は、仮設トイレの維持管理及び市のし尿収集に協力し、市はし尿処理の実行計画を策定するとともに市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 また、し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定し、指定避難所等のごみ収集体制を整備する。 イ (略) ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。 エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応 被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の一時保管場所を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。 なお、がれき類の処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>定されているため追加)</p> <p>県計画を踏まえた修正(国指針と文言の統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(国指針と文言を統一)</p>
<p>第25節~第26節 (略)</p>	<p>第25節~第26節 (略)</p>	
<p>第27節 被災建築物応急危険度判定</p> <p>担当: <a href="#">被災状況調査班</a>、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第27節 被災建築物応急危険度判定</p> <p>担当: <a href="#">被害状況調査班</a>、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務 ア～カ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務 ア～カ (略) <u>キ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る(被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する)。</u></p> <p><u>ク 判定結果に対する相談窓口を設置する。</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p><b>第28節 被災宅地危険度判定</b></p> <p>担当：<u>被災状況調査班</u>、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務 ア (略) イ <u>県</u>は、<u>市</u>から支援要請を受けた場合は、宅地判定士_____に協力を要請する等、支援措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。</p> <p>④ 国の責務 _____国(国土交通省)は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めるときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて_____都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><b>第28節 被災宅地危険度判定</b></p> <p>担当：<u>被害状況調査班</u>、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務 ア (略) イ <u>知事</u>は、<u>市長</u>から支援要請を受けた場合は、宅地判定士<u>及び宅地擁壁技術協会</u>に協力を要請する等、支援措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県_____に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。</p> <p>④ 国の責務 <u>ア</u>国(国土交通省)は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めるときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて<u>他の都道府県及び都市再生機構</u>に宅地判定士の派遣を要請する。</p> <p><u>イ</u>国(国土交通省)は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、<u>危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(要綱の改正に伴う修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(時点修正)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)~(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">【危険度判定実施体系図】 (略)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)~(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">【危険度判定実施体系図】 (略)</p> <p style="text-align: center;">【県が市町村支援等を行うことが困難な場合】</p> 	<p>県計画を踏まえた修正 (要綱の改正に伴う修正)</p>
<p>第29節 (略)</p>	<p>第29節 (略)</p>	
<p>第30節 公衆通信の確保 (電話)</p>	<p>第30節 公衆通信の確保 (電話)</p>	
<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>2 公衆通信施設（東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモ）応急対策フロー図</p> <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害時の組織体制 (略)</p> <p>ア (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動 東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモは、重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p>	<p>2 公衆通信施設（東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモ）応急対策フロー図</p> <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害時の組織体制 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>支援本部</u></p> <p>ウ <u>地震災害警戒本部</u></p> <p>エ 災害対策本部</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動 東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正) 機関意見を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア～カ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者への広報 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 特設無料公衆電話 設置場所の周知</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者への広報 電気通信事業者 は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害時用公衆電話 (特設公衆電話) 設置場所の周知</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (時点修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p><b>第31節～第35節 (略)</b></p>	<p><b>第31節～第35節 (略)</b></p>	
<p><b>第36節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 応急対応 (略)</p> <p>① 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震により被害を受けた場合、消防機関、県警察等関係機関及び隣接危険物等取扱・貯蔵事業者に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>ウ 地震により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア 火薬類取扱事業所 地震により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全地域</p>	<p><b>第36節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 応急対応 (略)</p> <p>① 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震により被害を受けた場合は、消防機関、県警察等関係機関及び隣接危険物等取扱・貯蔵事業者に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>ウ 地震により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア 火薬類取扱事業所 地震により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>__に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毒物劇物保管施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物保管施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第37節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p style="text-align: center;">担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>道路管理者__は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路地震対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>各道路管理者__は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>各道路管理者__は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。</p> <p>また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第37節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p style="text-align: center;">担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>道路管理者等は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路地震対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>各道路管理者等は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>各道路管理者等は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。</p> <p>また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者__が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者__としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、_____自ら車両の移動等を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者__と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) 道路占用施設_____</p> <p>上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者__に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、道路管理者__は必要に応じて協力、支援等を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、<u>道路管理者等は、</u>自ら車両の移動等を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、<u>道路管理者等</u>と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) 道路占用施設<u>(道路法以外の道路を含む)</u></p> <p>上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者<u>等</u>に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、道路管理者等必要に応じて協力、支援等を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第38節 港湾・漁港施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>勧告、指示及び避難誘導</u>を実施する。</p> <p>(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第38節 港湾・漁港施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>その他の防災関係機関の責務</u></p> <p><u>北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務に対する支援を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>避難勧告等</u>及び避難誘導を実施する。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。</p> <p>被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講じる。</p> <p>被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p><b>第39節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道㈱、_____日本貨物鉄道㈱、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第39節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道㈱、<u>西日本旅客鉄道㈱</u>、日本貨物鉄道㈱、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>文言整理</p>
<p><b>第40節 (略)</b></p>	<p><b>第40節 (略)</b></p>	
<p><b>第41節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p>	<p><b>第41節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>① 河川管理施設及び許可工作物 ア～オ (略) カ その他河川管理に関する事項の調整 震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン<u>並びに</u>地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等 施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難勧告等を<u>発表</u>する。</p>	<p>(略)</p> <p>① 河川管理施設及び許可工作物 ア～オ (略) カ その他河川管理に関する事項の調整 震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン<u>及び</u>地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等 施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難勧告等を<u>発令</u>する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>文言整理</p>
<p><b>第42節～第45節 (略)</b></p>	<p><b>第42節～第45節 (略)</b></p>	
<p><b>第46節 障害物処理対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務 ア (略) イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。 ウ (略)</p> <p>③ 道路管理者<u>等</u>の責務（国、県、市及び東日本高速道路㈱） ア 道路管理者<u>等</u>は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めるとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」</p>	<p><b>第46節 障害物処理対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務 ア (略) イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動<u>に</u>有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。 ウ (略)</p> <p>③ 道路管理者<u>等</u>の責務（国、県、市及び東日本高速道路㈱） ア 道路管理者<u>等</u>は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めるとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（港湾道路が含まれるため）</p>

修正前	修正後	修正理由				
<p>という。)については、最優先に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>という。)については、最優先に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し_____、その実施に当たる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p>				
<p><b>第47節 ボランティア受入れ</b></p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>エ (略)</p> <p>③ ボランティアセンターの責務</p> <p>ア ボランティアセンターの運営、被災住民のニーズに係るボランティア<u>需要</u>の把握を行う。</p> <p>イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティア<u>需要</u>に基づいた情報の発信を行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ その他、ボランティア<u>需要</u>に基づいた活動を行う。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="195 1833 1335 1879"> <tr> <td>地震発生後 3時間以内</td> <td>_____ 県支援センターの設置</td> </tr> </table>	地震発生後 3時間以内	_____ 県支援センターの設置	<p><b>第47節 ボランティア受入れ</b></p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>エ (略)</p> <p>③ ボランティアセンターの責務</p> <p>ア ボランティアセンターの運営、被災住民のニーズに係るボランティア<u>ニーズ</u>の把握を行う。</p> <p>イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティア<u>ニーズ</u>に基づいた情報の発信を行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ その他、ボランティア<u>ニーズ</u>に基づいた活動を行う。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1442 1833 2582 1879"> <tr> <td>発災後 3時間以内</td> <td>_____ 県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置</td> </tr> </table>	発災後 3時間以内	_____ 県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた</p>
地震発生後 3時間以内	_____ 県支援センターの設置					
発災後 3時間以内	_____ 県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置					

修正前		修正後		修正理由																						
<table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>6時間以内</td> <td>県支援センターの運営、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>12時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置の判断</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table>	〃	6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	〃	12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃	24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断	〃	2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信	<table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>6時間以内</td> <td>県支援センターの運営、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>12時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>2日以内</td> <td>災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table>	〃	6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	〃	12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃	24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃	2日以内	災害ボランティア受入広報の発信	修正（時点修正）
〃	6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信																								
〃	12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣																								
〃	24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断																								
〃	2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信																								
〃	6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信																								
〃	12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣																								
〃	24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握																								
〃	2日以内	災害ボランティア受入広報の発信																								
2～3（略）	2～3（略）																									
第48節～第49節（略）	第48節～第49節（略）																									
<p>第50節 住宅応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、<a href="#">被災状況調査班</a></p>	<p>第50節 住宅応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、<a href="#">被災状況調査班</a></p>																									
<p>1～3（略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>① 応急修理の対象者</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯</p> <p>(ア) (収入額) ≤ 500万円の世帯</p> <p>(イ) 500万円 &lt; (収入額) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</p> <p>(ウ) 700万円 &lt; (収入額) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市・県）</p> <p>① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可<del>手続</del>による。）</p> <p>② 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、<u>隣接県</u>に提供を要請する。</p> <p>③（略）</p> <p>(5)～(6)（略）</p>	<p>1～3（略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>① 応急修理の対象者</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） <u>災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。</u></p> <p>②～⑥（略）</p> <p>(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市、県）</p> <p>① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）</p> <p>② 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、<u>他の都道府県</u>に提供を要請する。</p> <p>③（略）</p> <p>(5)～(6)（略）</p>	<p>県計画を踏まえた修正（要件見直しに伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>																								

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="130 323 706 373"><b>第51節 災害救助法による救助</b></p> <p data-bbox="130 415 688 466">担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p data-bbox="130 487 338 525"><b>1 計画の方針</b></p> <p data-bbox="130 533 270 571">(1) (略)</p> <p data-bbox="130 579 394 617">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="160 625 299 663">① (略)</p> <p data-bbox="160 672 338 709">② 県の責務</p> <p data-bbox="189 718 1350 844">県は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市への派遣について検討する。</p> <p data-bbox="160 852 299 890">③ (略)</p> <p data-bbox="130 898 323 936">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="130 987 264 1024"><b>2 (略)</b></p> <p data-bbox="130 1075 338 1113"><b>3 業務の内容</b></p> <p data-bbox="130 1121 314 1159">(1) 法の適用</p> <p data-bbox="160 1167 1350 1293">① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第<u>2</u>条）</p> <p data-bbox="160 1302 347 1339">②～④ (略)</p> <p data-bbox="130 1348 323 1386">(2)～(8) (略)</p>	<p data-bbox="1380 323 1955 373"><b>第51節 災害救助法による救助</b></p> <p data-bbox="1380 415 1955 466">担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p data-bbox="1380 487 1587 525"><b>1 計画の方針</b></p> <p data-bbox="1380 533 1519 571">(1) (略)</p> <p data-bbox="1380 579 1644 617">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="1409 625 1549 663">① (略)</p> <p data-bbox="1409 672 1587 709">② 県の責務</p> <p data-bbox="1439 718 2599 844">県は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市への派遣について検討する。</p> <p data-bbox="1409 852 1549 890">③ (略)</p> <p data-bbox="1380 898 1573 936">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1380 987 1513 1024"><b>2 (略)</b></p> <p data-bbox="1380 1075 1587 1113"><b>3 業務の内容</b></p> <p data-bbox="1380 1121 1564 1159">(1) 法の適用</p> <p data-bbox="1409 1167 2599 1293">① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第<u>1</u>条）</p> <p data-bbox="1409 1302 1596 1339">②～④ (略)</p> <p data-bbox="1380 1348 1573 1386">(2)～(8) (略)</p>	<p data-bbox="2626 672 2834 751">県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p data-bbox="2626 1167 2834 1293">県計画を踏まえた修正（該当条文修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 被災者情報の把握、情報の共有化 市及び県は、被災者台帳(カルテ)などの_____活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略) エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、<u>県と市は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行 市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める_____。</p> <p>_____</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 市民への制度の周知 (略)</p> <p>① (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 被災者情報の把握、情報の共有化 市及び県は、被災者台帳_____の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略) エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。_____</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行 市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、<u>研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 市民への制度の周知 (略)</p> <p>① (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(全市町村においてシステム化完了のため削除)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>② 防災行政無線_____、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>② 防災行政無線(戸別受信機を含む)、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>
<p><b>第2節～第3節 (略)</b></p>	<p><b>第2節～第3節 (略)</b></p>	
<p><b>第4節 災害復興対策</b></p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。</p> <p>市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。</p> <p>また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み_____、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p> <p>なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p>	<p><b>第4節 災害復興対策</b></p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。</p> <p>市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。</p> <p>また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に<u>かんがみ</u>、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p> <p>なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映 等)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、<u>河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を</u></p> <hr/> <p>_____目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に<u>配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</u></p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その_____重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し<u>行う_____。</u></p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。_____</p> <hr/> <p>(3) (略)</p>	<p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、<u>必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。</u>この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも<u>配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</u></p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その<u>問題の</u>重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報_____等を、市民に対して提供する。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する_____。<u>併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</u></p> <hr/> <p>(3) (略)</p>	